

平成 26 年度
富山県介護支援専門員実務研修受講試験 実施要項
 申込受付期間 平成 26 年 6 月 30 日(月) ～ 平成 26 年 7 月 18 日(金)

1 試験の日時

試験日	試験時間※
平成 26 年 10 月 26 日(日)	午前 10 時～正午(要解答問題数が 60 問の方)
	午前 10 時～午前 11 時 30 分(// 45 問の方)
	午前 10 時～午前 11 時 20 分(// 40 問の方)
	午前 10 時～午前 11 時 00 分(// 30 問の方)
	午前 10 時～午前 10 時 50 分(// 25 問の方)

※午前9時 30 分までに着席してください(午前8時 30 分から試験室に入室できます)。
 ※身体障害等のため受験上特別な配慮が必要な受験者の試験時間は、別に定めます。

2 試験の会場

高岡テクドーム	高岡市二塚 322 番5
富山県総合福祉会館(サンシップとやま)	富山市安住町5番 21 号
ボルファートとやま	富山市奥田新町8番1号

※ 受験者が試験会場を選ぶことはできません。
 試験会場は、各受験者に対し受験票で通知します(試験会場案内図 裏表紙)。
 ※ 高岡テクドーム以外の試験会場に駐車場はありません。近隣の有料駐車場をご利用いただくか、公共交通機関をご利用ください(駐車場に関するお問い合わせには応じません)。

3 受験資格

P6の「介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格」を参照してください。

4 試験内容及び出題範囲

試験内容及び出題範囲はP15～21 の別表4「介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題出題範囲及び解答免除の範囲」に示されている内容・範囲とします。

5 出題方式及び出題数

- (1) 出題方式 五肢複択方式(五つの選択肢から複数の正答を選択)
 (2) 出題数 60 問(分野別出題数は、下記「6 出題分野及び解答免除」の表を参照してください。)

6 出題分野及び解答免除

出題分野は下記の表のとおりです。

P6の「介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格」の1の(1)のアの資格を有する方については、次のとおり解答が免除されます(受験者の希望による免除の選択は認められず、一律免除となります)。

また、これらの解答免除対象者以外の方については、解答免除はありません。

なお、解答免除問題の区分の異なる複数の資格を有する方については、それぞれの資格に対する解答免除問題を合わせたものが解答免除となります。

解答免除対象者 分野及び問題数		甲	乙	丙	甲、丙の資格を合わせ有する方	乙、丙の資格を合わせ有する方
		医師、 歯科医師	薬剤師、保健師、助産師、 看護師、准看護師、理学療法士、 作業療法士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、 きゆう師、栄養士(管理栄養士含む)、 義肢装具士、言語聴覚士、 歯科衛生士、視能訓練士、 柔道整復師	社会福祉士、 介護福祉士、 精神保健福祉士		
介護支援分野 介護保険制度の基礎知識 要介護認定等の基礎知識 居宅・施設サービス計画の基礎知識等	25 問	受験	受験	受験	受験	受験
保健医療福祉サービス分野 保健医療サービスの知識等	基礎 15 問	免除	免除	受験	免除	免除
	総合 5 問	免除	受験	受験	免除	受験
	福祉サービスの知識等 15 問	受験	受験	免除	免除	免除
合計(要解答問題数)	60 問	40 問	45 問	45 問	25 問	30 問

※解答免除については、平成 27 年度介護支援専門員実務研修受講試験より廃止となります。

【解答免除の範囲】

保健医療サービスの知識等

P15～21の別表4の免除範囲欄に「保健医療サービスの知識等」と記載されている範囲
(注) 基礎と総合の区分は、出題範囲による区分ではなく、問題の性質による区分です。

福祉サービスの知識等

P15～21の別表4の免除範囲欄に「福祉サービスの知識等」と記載されている範囲

7 合格基準の考え方

介護支援分野と保健医療福祉サービス分野のそれぞれの分野で、一定割合以上の正答の場合に合格とします。

ただし、解答免除対象者については、保健医療福祉サービス分野において、免除問題以外の問題について、一定割合以上の正答の場合に合格とします。

8 受験手数料

7,100円

申込受付期限の平成26年7月18日(金)までに、本要項に添付されている専用払込取扱票を使用し、ゆうちょ銀行または郵便局から払い込んでください。

払い込み後、日附印欄に振替日付等が押印または印字された「振替払込請求書兼受領証」(原本)または現金自動預払機から出てきた「ご利用明細票(振替受付票)」(原本)を受験申込書(様式第1号)裏面の所定の場所に貼付してください。

※払込手数料は、本人負担となります。

※各自払い込み後の「振替払込請求書兼受領証」(原本)または「ご利用明細票(振替受付票)」(原本)の写しをとり、それを本人控えとしてください。

9 受験申込方法及び受付期間

下記10に示す必要書類を受付期間内に①持参、または②郵送により提出してください。

受付期間	平成26年6月30日(月)～平成26年7月18日(金)
------	-----------------------------

①持参の場合 …… 下記受付時間及び受付場所にて受け付けます。

受付時間 8時30分から17時15分まで(日曜日及び土曜日を除く。)

受付場所 県総合福祉会館2階 県社会福祉協議会 県福祉カレッジ(富山市安住町5番21号)

②郵送の場合 …… 受験申込専用封筒を使用し、必ず郵便局の窓口で簡易書留にて送付してください。
※消印が受付期間内のものに限り受け付けます。

10 受験申込必要書類

【必ず提出する書類】

- (1) 受験申込書(様式第1号) …… **全員必須**
- (2) 受験手数料(専用払込取扱票) …… **全員必須**
- (3) 写真台紙及び受験票(様式第4号) …… **全員必須**
- (4) 実務経験(見込)証明書(様式第2号-①、②) …… **全員必須**
※ただし、省略受験希望者のみ下記(5)の提出により省略可
- (5) 昨年度の実験票(原本)または試験結果通知書(原本) …… **省略受験希望者必須**

【受験資格に関する証明書】

- (6) 国家資格等の免許証・登録証 …… **該当者必須**
- (7) 社会福祉主事任用資格証明書、介護職員初任者研修課程もしくは実務者研修またはこれらに相当する研修を修了したことがわかる証明書 …… **該当者必須**

【「実務経験(見込)証明書」の内容確認に必要な添付書類】

- (8) 「開業許可書」・「認可書」・「届出書」・「業務委託契約書」等の写し …… **該当者必須**
- (9) 「従事日数内訳証明書」(様式第3号) …… **該当者必須**
- (10) 医療相談員(MSW等)としての勤務を確認できる書類等 …… **該当者必須**
- (11) 「確認証明書」事業者の事業概要等 …… **該当者必須**
- (12) 事業者の事業概要等 …… **該当者必須**

必要書類提出にあたっての留意事項は下記のとおりです。

※ただし、資格審査中、受験資格確認のため、下記の書類の他に別途書類を求める場合があります。

(1) 受験申込書(様式第1号 = 本要項に添付のもの)

・本要項に添付の「受験申込書」に必要事項をすべて記入し、提出してください。

(P22「受験申込書」(様式第1号)記入上の注意事項を参照)

(2) 受験手数料(専用払込取扱票 = 本要項に添付のもの)

- ・本要項に添付の専用払込取扱票にて、ゆうちょ銀行または郵便局の窓口から受験手数料を払い込んだ際の「振替払込請求書兼受領証」(原本)または現金自動預払機から出てきた「ご利用明細票(振替受付票)」(原本)を受験申込書(様式第1号)裏面の所定の場所に貼付してください。
※写しをとり、本人控えとしてください。
※貼付がない場合、受付できません。

(3) 写真台紙及び受験票(様式第4号 = 本要項に添付のもの)

- ・写真台紙には、氏名・生年月日・撮影日を記入し(ゴム印不可)、該当項目に○印を付けてください。
 - ・写真(縦4cm×横3cm)を所定欄に貼付してください。
 - ・写真の裏面に氏名を記入してください。
- 注1: 申込前6か月以内に撮影した、正面向き、脱帽、無背景で鮮明なもの
注2: シールは不可、白黒・カラーは不問
注3: 胸から上(上三分身)が撮影されているもの
- ・受験票に52円切手を貼付してください。
 - ・切り取り線は、切り取らないでください。

(4) 実務経験(見込)証明書(様式第2号-①、② = 受験資格に係る実務経験を満たす必要部数を提出)

- ・様式第2号をコピーして使用してください。
 - ・証明者は、受験申込者が勤務している(していた)施設・事業所の代表者等、証明権限を有する方です。受験者本人が記入したものは無効です。
 - ・個人開業等により、証明者と受験申込者が同一の場合は、実務経験(見込)証明書を自書し、あわせて(8)「開業許可書」・「認可書」・「届出書」・「業務委託契約書」等の写しを提出してください。
 - ・直接的な対人援助業務に従事した期間及び日数は、受験申込日までの期間の中から記入してください。
- ただし、受験資格に必要な実務経験従事期間・日数が申し込み日までに満たされない場合は、「実務経験(見込)証明書(様式第2号-②)」の提出により、「見込受験」として申し込むことが可能です。この場合、従事期間及び日数は、試験日の前日まで算入することが可能です(P24、28参照)。
- 注1: 「見込受験」で申し込まれた場合は、受験資格を満たしたことを確認するため、改めて、確定した「実務経験証明書」(様式第2号-①)の原本(コピーは不可)の提出が必要です。
注2: 確定した「実務経験証明書」を平成26年11月5日(水)までに提出してください。
注3: 提出されなかった場合は、試験を受けなかったものとして取扱います。

(5) 昨年度の実験票(原本)または試験結果通知書(原本) (省略受験希望者のみ提出)

※省略受験について

昨年度に続き本年度も富山県での受験を希望する方は、昨年度の実験票(原本)または試験結果通知書(原本)の提出により、実務経験証明書の提出を省略することができます。
平成24年度またはそれ以前の受験票、試験結果通知書の提出による実務経験証明書の省略は認めません。
また、この場合であっても、受験資格に関する証明書等の添付は必要です。
なお、勤務地または住所※が富山県外へ移り、受験地が富山県外となる場合、また、他の都道府県から富山県内へ転入した場合は、この実務経験証明書の省略の取扱いはしません。
※現在、富山県内で業務に従事している方は除きます。

※(6)(7)(8)共通の注意事項

- ・免許証・登録証等は、すべて「A4サイズ」に縮小コピーしてください。
- ・交付手続き中、氏名変更等の手続き中、再発行手続き中等で交付を受けていない場合は、申請手続き中であることを証明する書類を添付し、交付後、当該資格の免許証等の写しを平成26年11月5日(水)までに提出してください。
送付の場合は、簡易書留郵便を使用してください。
提出がない場合、受験資格を満たさなかったものとし、受験は無効になります。
- ・受験申込書と免許証等の氏名が異なる場合は、戸籍抄本(原本・受験申込前6か月以内発行のもの)等、同一人物であることを証明できる書類をあわせて提出してください。

(6) 国家資格等の免許証・登録証 (国家資格等を有する方は提出)

- ・国家試験等の「合格証」の写しは無効です。
- ・免許証等に裏書きがある場合は、裏書き部分もコピーして提出してください。
- ・複数の国家資格等を重複して取得している方は、当該免許証等の写しをすべて提出してください。
- ・該当する国家資格等を有していても、要援助者に対する直接的な援助でない業務(教育業務、研究業務、営業、事務等)を行っている場合は、受験資格に該当しません。

(7) 社会福祉主事任用資格証明書、介護職員初任者研修課程もしくは実務者研修またはこれらに相当する研修を修了したことがわかる証明書 (該当者は提出)

- ・社会福祉主事任用資格を有する者は、養成機関の修了証の写しまたは社会福祉主事指定科目及び卒業年度が確認できる科目履修証明書もしくは成績証明書等を提出してください(P11参照)。
- ・介護職員初任者研修課程もしくは実務者研修またはこれらに相当する研修の修了者は、当該研修修

- 了証明書の写しを提出してください(P12 参照(携帯用可))。
これら以外の研修修了者は、研修の実施機関が発行した研修修了を証明する書類及び研修カリキュラムの写しを提出してください(P12 参照)。

(8) 「開業許可書」・「認可書」・「届出書」・「業務委託契約書」等の写し

(証明者と受験申込者が同一(家族も含む)の場合に提出)

- 施設や事業所等の長または代表者であることを客観的に証明できる書類の写しを添付してください。証明者の氏名及び開業日、事業開始日等が確認できる書類(公的機関に提出し受理されたもの)の提出が必要です。
- 開業許可書等の書類は、実務経験証明期間を満たすものであることが必要です。
- 社会福祉士や介護福祉士のように、その業務を行うにあたり許可、認可、届出制がなく、これらの証明書類を提出できない場合には、定期的(月次、年次)報告書や業務日誌も証明書類として認められます。

(9) 「従事日数内訳証明書」

(同一の実務経験期間に複数の施設・事業所等で勤務されていた方は提出)

- 「従事日数内訳証明書」(様式第3号)の提出が必要な期間に見込期間が含まれている場合、従事予定日を見込んで作成してもらってください。
- なお、上記の場合は、平成26年11月5日(水)までに確定した「実務経験証明書」とともに、確定した「従事日数内訳証明書」を提出してください。

(10) 医療相談員(MSW等)としての勤務を確認できる書類等 (受験資格コード401の方は提出)

- 医療相談室等の設置状況、医療相談員の配置等が確認できる客観的な資料(組織図、職員事務分担当等)の提出が必要です。

(11) 「確認証明書」事業者の事業概要等 (受験資格コード403の方は提出)

- 「民間事業者によるサービス指針(ガイドライン)を満たすもの」(P11 別表2 ③受験資格コード:403 参照)に該当する場合は、各サービスごとに事業主から別に定める確認証明書に証明を受け、提出してください。
- ただし、確認証明書等の様式については、別途、請求してください。

(12) 事業者の事業概要等 (受験資格コード608の方は提出)

- ボランティア等の公的サービス以外のサービスを行う団体において、介護等の業務を行っている者(P12 別表3 受験資格コード:608 参照)については、当該団体の概要及び市町村ボランティアセンター等に登録されている団体についてはその旨の書類(A4版)を添付してください。

11 身体障害者等に対する受験の特別措置について

- 身体に障害等のある受験者には、受験者からの希望により、障害の種類及び程度に応じて特別の措置を行います。
- 希望がある場合は、後日様式を送付しますので、県福祉カレッジまで連絡してください。

12 受験申込に関する諸注意

- 受験申込提出書類は例年、間違い、未記載または必要書類がないといった不備の状態では提出する方が非常に多いので、提出前に本要項等を熟読し、不備がないことをしっかり確認してから提出してください。提出前には、受験申込書提出用封筒の裏面に記入し、書類に不備がないことを確認してください。不備がある場合には補正し、再提出していただきます(再提出等にかかる費用は、受験申込者の負担となります。また不備の連絡は勤務先に行うこともあります)。
- 不正の手段によって試験を受け、または受けようとした者に対しては、合格の決定を取り消し、またはその試験を受けることを禁止します(介護保険法第69条の31第1項)。
- 受験申込書または添付書類に補正の余地がない時、受験資格を有していないと認められる時、または補正せず受験資格を有していると確認できない時は、受験が認められません。その場合、郵送で通知し、あわせて受験申込書、添付書類及び受験手数料※を返還します。
(注)受験手数料7,100円から手数料返還及び受験申込書類返送にかかる費用を差し引いた額となります。
- 受験が認められない場合を除き、受理した書類及び受験手数料は返還しません。
- 受験票及び可否通知書等はすべて、受験申込書の記載内容に基づき、現住所に郵送します。受験申込後に転居等の理由により、氏名、住所等を変更した場合、受験票等郵便物の未着を防ぐために、最寄りの郵便局に「転居届」を必ず提出してください。
なお、申込後の氏名、住所等の変更した内容については、試験会場にて変更内容を届け出てください。届け出方法は、試験当日、会場で案内します。

13 受験票の交付

- ・受験資格審査通過者に対し、平成 26 年 10 月 10 日(金)までに発送する予定です。
 - ・受験票が平成 26 年 10 月 16 日(木)までに届かない場合は、県福祉カレッジまでお問い合わせください。
- (1) 受験票が届いたら、必ず解答免除区分等の内容を確認してください。
 - (2) 試験当日、受験票を持参してください。
 - (3) 受験票を持参していない方は、原則受験できません。

14 受験の諸注意

- (1) 試験当日は、受験票、BまたはHBの黒鉛筆及びプラスチック製消しゴムを持参してください。
- (2) 試験室への入室は、午前8時30分からとします。また、午前9時30分までに着席してください。
- (3) 遅刻者の入室許可は、試験開始後30分とし、それ以降は認めません。
- (4) 受験票は、係員が確認しやすいよう机の通路側の上に出しておいてください。
- (5) 試験中は、受験票、鉛筆、消しゴム、時計、メガネ以外は机の上に置かないでください。
- (6) 試験問題の内容に関する質問には一切お答えしません。
- (7) 解答用紙の持ち帰りはしないでください。
- (8) 受験者は、係員の指示に従ってください。従わない場合は、退場を命じることがあります。
- (9) 受験に際して不正行為を行った者または試験室内の秩序を乱す者等に対しては、退室を命じるとともに、受験を無効とする場合があります。
- (10) 解答用紙は、光学式読取機で採点しますので、以下の点に注意し、解答してください。
ただし、点字による受験者や文字解答による受験者を除きます。
 - ・該当する欄をBまたはHBの黒鉛筆で黒く塗りつぶすこと
 - ・解答用紙は、折り曲げたり、巻いたり、汚したりしないこと。
 - ・消しゴムは「プラスチック製消しゴム」を使用すること
- (11) 体調の不調等、不測の事態がある場合は、着席のまま手を挙げて、試験監督員に申し出てください。
- (12) 退出時間は、試験開始後30分経過後とし、それ以前は認めません。
- (13) 受験者により試験終了時間が異なるため、試験終了者は他の受験者の迷惑にならないよう、「静かに」「速やかに」帰ってください。
- (14) 試験会場への電話等は、相手方の迷惑になるので、絶対にしないでください。なお、試験会場の下見も認められません。
- (15) 試験室及び試験に関する場所以外のみだりに立ち入らないでください。
- (16) 試験室には、備品等が置かれていますが、破損、紛失のないよう注意してください。
- (17) 試験会場は禁煙です。
- (18) ゴミはお持ち帰りください。
- (19) 受験票は持ち帰り、合否通知のある時までには保管してください。

15 合格発表

- (1) 日程 平成 26 年 12 月 10 日(水)
- (2) 合否通知を受験者あてに送付するとともに、県庁正面の掲示板に合格者受験番号を掲示します。
また、県社会福祉協議会及び県高齢福祉課のホームページにおいて、合格者受験番号を掲載します。
※採点及び設問の内容等に関する照会には一切応じられませんので、ご了承ください。

16 試験結果の開示

- (1) 期間 平成 26 年 12 月 10 日(水)～平成 27 年1月8日(木)
※ただし、日曜日、土曜日、祝日及び 12 月 29 日～1月3日を除く。
- (2) 時間 8時30分～17時まで(※ただし、12月10日(水)は9時から)
- (3) 受験者本人のみが口頭により、県福祉カレッジ事務局で開示請求できます。
- (4) 受験者本人の総合得点及び分野別得点の写しの閲覧ができます。
- (5) 受験票または受験者本人であることを証明するもの(運転免許証、旅券等)を持参してください。

17 実務研修について

- ・試験合格者を対象に実施する実務研修については、試験合格者に対し別途ご案内します。
- ・実務研修は、原則として試験終了後1年以内に、富山県が定める日程により受講していただきます(実務研修を受講しない場合は介護支援専門員の登録を受けられません)。

18 受験申込書等に記載の個人情報について

- ・当試験において、受験申込書等により県社会福祉協議会が取得した個人情報は、個人情報保護法並びに県社会福祉協議会の個人情報保護に関する方針及び個人情報保護規程に基づき、安全かつ厳密に管理いたします。取得した個人情報は当試験事業、介護支援専門員実務研修事業の適切な実施のため、県社会福祉協議会及び富山県が利用し、これら以外の目的には利用いたしません。

19 試験に関する問い合わせ先 ※試験会場への電話は、相手方の迷惑になるのでしないでください。

社会福祉法人富山県社会福祉協議会 富山県福祉カレッジ
富山市安住町5番 21 号 県総合福祉会館2階
電話 076-432-6560 (※試験前日・当日の緊急連絡先)電話 090-1634-3856

介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格

1 次の(1)及び(2)の要件を満たす方を、受験資格を有する方とします。なお「3 欠格事由」も必ず確認し留意してください。

(1) **下表のア、イ及びウの期間が通算して5年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が900日以上であること。**

※業務従事期間は、当該資格の登録日以降の期間であること。

※当該資格の本来業務として明確に位置づけられていること。要介護者に対する直接的な対人援助ではない業務(教育業務、研究業務、営業、事務等)を行っている場合は、実務経験には含まれません。

または

下表のエの期間が通算して10年以上であり、かつ、当該業務に従事した日数が1,800日以上であること。

ア 別表1(P8)の資格を有する方が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間

イ 別表2(P9~11)に定める相談援助業務に従事する方が当該業務に従事した期間

※ただし、別表2の③に掲げる相談援助業務(受験資格コード 401~403)の場合は、以下の①から④の要件のうちいずれかを満たす方のみ対象期間となります(P11~12)。

①社会福祉主事任用資格を有すること

②介護職員初任者研修課程もしくは実務者研修に相当する研修を修了したこと

※介護職員基礎研修課程、訪問介護員養成研修1級・2級課程、これに相当する研修(社会福祉施設長資格認定講習会等)修了者は介護職員初任者研修課程の修了者とみなす。

③アに掲げる資格を取得したこと

④別表2の①または②に掲げる相談援助業務従事者として1年以上勤務したこと

通算5年以上
かつ
当該業務従事日数が
900日以上

ア、イ、ウ
は通算できます。

ウ 別表3(P12~13)に定める介護等の業務に従事する方、かつ、相談援助の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したものと認められる方が、当該介護等の業務に従事した期間

※「相談援助の業務を行うために必要な知識及び技術を習得したものと認められる方」とは、イの①から④の要件のうちいずれかを満たす方をいいます。(別表3の介護等の業務の従事期間後であっても、これらの要件のうちいずれかを満たせばよい。)

または

エ 別表3(P12~13)に定める介護等の業務に従事する方(ウに該当するものを除く。)が当該介護等の業務に従事した期間

通算10年以上
かつ
当該業務従事日数が1,800日以上

(注)施設、事業所等の廃業及び統廃合等により、実務経験証明書の発行が困難な場合については、給与明細書、雇用契約書、受験年度以前に作成された実務経験証明書及び受験年度以前の受験票等により、実務経験の有無を確認できる場合があります(県福祉カレッジにご相談ください)。

(2) 受験申込書提出時点において1の業務に従事している場合、その勤務地が富山県内にあること

受験申込書提出時点において1の業務に従事していない場合には、現住所が富山県内にあること。

※ 例：現住所が富山県内であるが、石川県の介護保険施設で介護業務をしている。

→ 石川県に受験申込

2 実務経験の算定についての注意点

- (1) 対象者の実務経験の確認方法については、実務経験証明書により確認します。
- (2) 病休、育休等の休職期間は実務経験従事期間には含まれません。
- (3) 実務経験の日数換算については、1日の勤務時間が短い場合であっても、1日勤務したものとみなします。
- (4) 受験申込の時点において実務経験が不足している場合であっても、試験前日までにそれを満たすことができれば、受験可能です。
この場合は、申込時点では「実務経験見込証明書」(様式第2号-②)を提出し、基準を満たした時点で、確定した「実務経験証明書」(様式第2号-①)を平成26年11月5日(水)(試験実施後10日以内)までに改めて提出してください。
「実務経験証明書」(様式第2号-①)が期限までに提出されない場合は、結果に関わらず試験を受けなかったものとして取扱います。

3 欠格事由

以下の事項に該当する方については、試験に合格し、介護支援専門員実務研修を修了しても、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)第69条の2に定める登録を受けることができないので、留意してください。

ア 成年被後見人又は被保佐人

イ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの方

ウ この法律その他国民の保健医療若しくは福祉に関する法律で政令で定めるものの規定により罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの方

エ 登録の申請前5年以内に居宅サービス等に関し不正又は著しく不当な行為をした方

オ 法第69条の38第3項の規定による禁止の処分を受け、その禁止の期間中に法第69条の6第1号の規定によりその登録が消除され、まだその期間が経過しない方

カ 法第69条の39の規定による登録の消除の処分を受け、その処分の日から起算して5年を経過しない方

キ 法第69条の39の規定による登録の消除の処分に係る行政手続法(平成5年法律第88号)第15条の規定による通知があった日から当該処分をする日又は処分をしないことを決定する日までの間に登録の消除の申請をした方(登録の消除の申請について相当の理由がある方を除く。)であって、当該登録が消除された日から起算して5年を経過しない方

受験資格及び資格証明書に関する Q&A

〔要援護者に対する直接的な援助業務〕

問1 薬剤師の資格をもち、製薬会社で研究職として6年間勤務していますが、受験資格はありますか。

(答) 薬剤の研究業務や看護学校の教員等は要援護者に対する直接的な援助業務でないため、その期間は実務経験として認められません。

〔国家資格等に基づく業務の確認〕

問2 准看護師として3年間勤務し、その後、看護師免許を取得し、看護師として2年間勤務しています。この場合の添付書類は、看護師の登録証だけでいいのでしょうか。

(答) 5年以上、国家資格等に基づく業務に従事していたことを確認する必要がありますので、准看護師の登録証も必ず添付してください。

〔国家資格等取得証明書の取扱い〕

問3 看護師免許証を紛失し、再交付を受けるため、現在申請中です。免許証が手元にはないのですが、どうしたらいいでしょうか。

(答) 速やかに県福祉カレッジへご連絡ください。

(各国家資格等取得証明書の登録機関から、申請中である証明書または受理された申請書の写しを発行していただく場合もあります。)

※この他、例年問い合わせの多い項目については、県福祉カレッジのホームページに掲載してありますので、参考にしてください。

受験コード

1 業態種別コード

高齢者福祉・介護保険関係機関

1	特別養護老人ホーム(指定介護老人福祉施設)
2	養護老人ホーム
3	軽費老人ホーム、有料老人ホーム
4	老人福祉センター
5	介護老人保健施設
6	老人デイサービスセンター、デイサービス事業を行う施設
7	老人短期入所施設
8	訪問介護事業所(ヘルパーステーション)
9	地域包括支援センター、在宅介護支援センター
10	訪問看護ステーション
11	その他介護サービス関係事業者 (上記以外の指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者等)

医療等関係機関

12	病院(13~16を除く)
13	療養病床を有する病院
14	老人性認知症疾患療養病棟を有する病院
15	特例許可老人病院(16を除く)
16	介護力強化病棟を有する病院
17	診療所(18を除く)
18	療養病床を有する診療所
19	歯科診療所
20	調剤薬局
21	接骨院・鍼灸院・指圧院

行政機関・社会福祉協議会

22	県厚生センター
23	福祉事務所
24	児童相談所
25	市町村・市町村出先機関(保健センター等)
26	特別地方公共団体(一部事務組合等)
27	社会福祉協議会

その他

28	障害者関係機関・施設
29	児童関係機関・施設
30	その他

2 受験資格コード

別表1 国家資格等に基づき当該資格に係る業務に従事する者

国家資格コード	区 分	国家資格コード	区 分
101	医師	112	きゆう師
102	歯科医師	113	栄養士(管理栄養士含む)
103	薬剤師	114	義肢装具士
104	保健師	115	言語聴覚士
105	助産師	116	歯科衛生士
106	看護師	117	視能訓練士
107	准看護師	118	柔道整復師
108	理学療法士	119	社会福祉士
109	作業療法士	120	介護福祉士
110	あん摩マッサージ指圧師	121	精神保健福祉士
111	はり師		

【注意】

- ・上記の国家資格等のコードで受験する場合、算定できる当該業務従事期間は、当該資格の登録日以降の期間です。
- ・要援護者に対する直接的な対人援助でない教育・研究業務、営業、事務等は、実務経験になりません。

別表2 相談援助業務に従事する者

①施設等において必置とされている相談援助業務に従事する方

コード	区分
201	主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設、主として肢体不自由のある児童及び主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設にあっては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第 49 条第1項、第 58 条第3項及び第6項に規定する 児童指導員 及び 児童発達支援管理責任者
202	身体障害者更生相談所にあっては、「身体障害者更生相談所の設置及び運営について」(平成 15 年3月 25 日付け障発第 0325001 号)第1に規定する 身体障害者福祉司 及び ケース・ワーカー
203	障害者支援施設にあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害者支援施設の設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 177 号)第 11 条第1項第2号イ(2)、第3号イ(1)及びロ、第4号イ(1)及びハ、第5号イ(1)及びロ(1)並びに第6号イ(1)に規定する 生活支援員 及び同項第2号イ(3)、第3号イ(2)、第4号イ(2)、第5号イ(3)及びロ(2)並びに第6号イ(2)に規定する サービス管理責任者
204	福祉ホームにあっては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく福祉ホームの設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 176 号)第 10 条に規定する 管理人
205	身体障害者福祉センターにあっては、身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準(平成 15 年厚生労働省令第 21 号)第 19 条に規定する 身体障害者に関する相談に応ずる職員
206	救護施設及び更生施設にあっては、救護施設、更生施設、授産施設及び宿所提供施設の設備及び運営に関する基準(昭和 41 年厚生省令第 18 号)第 11 条第1項第3号及び第 19 条第 1 項第3号に規定する 生活指導員
207	福祉に関する事務所にあっては、社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 15 条第1項第1号に規定する 指導監督を行う所員(査察指導員) 、身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 11 条の2第1項及び第2項に規定する 身体障害者福祉司 、知的障害者福祉法(昭和 35 年法律第 37 号)第 13 条第1項及び第2項に規定する 知的障害者福祉司 、老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第6条及び第7条に規定する 社会福祉主事(老人福祉指導主事) 、社会福祉法第 15 条第1項第2号に規定する 現業を行う所員(現業員)
208	知的障害者更生相談所にあっては、「知的障害者更生相談所の設置及び運営について」(平成 15 年3月 25 日付け障発第 0325002 号)第1に規定する ケース・ワーカー
209	養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、老人福祉センター及び老人介護支援センターにあっては、養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(昭和 41 年厚生省令第 19 号)第 12 条第1項第3号及び第2項第1号に規定する 主任生活相談員 及び 生活相談員 、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 46 号)第 12 条第1項第3号及び第 56 条第1項第3号に規定する 生活相談員 、軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準(平成 20 年厚生労働省令第 107 号)第 11 条第1項第2号に規定する 生活相談員 、同省令附則第6条第1項第2号に規定する 主任生活相談員 及び 生活相談員 、同省令附則第14条第1項第3号に規定する 入所者の生活、身上に関する相談及び助言並びに日常生活の世話をを行う職員 、「老人福祉法による老人福祉センターの設置及び運営について」(昭和52 年8月1日付け社老第48号)別紙1(老人福祉センター設置運営要綱)第2に規定する 相談・指導を行う職員 及び第3に規定する 相談・指導を行う職員 並びに老人介護支援センターにおいて 相談援助業務を行っている職員
210	老人短期入所施設、老人デイサービスセンターにあっては、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 11 年厚生省令第 37 号)第 93 条第1項第1号及び第 121 条第1項第2号、指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 34 号)第 42 条第1項第1号に規定する 生活相談員 、指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 35 号)第 97 条第1項第1号及び第 129 条第1項第2号並びに指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 36 号)第5条第1項第1号に規定する 生活相談員
211	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)第 38 条第1項第4号及び第5号に規定する 授産施設及び宿所提供施設 にあっては、「生活保護法による保護施設事務費及び委託事務費の支弁基準について」(平成 20 年3月 31 日付け厚生労働省発社援第 0331011 号厚生労働事務次官通知)に基づき配置された 指導員
212	老人福祉法第 29 条に規定する 有料老人ホーム において 相談援助業務を行っている生活相談員
213	「高齢者総合相談センター運営事業の実施について」(昭和 62 年6月 18 日付け健政発第 330 号、健医発第 733 号、社老第 80 号)別紙(高齢者総合相談センター運営要綱)に基づく 高齢者総合相談センター において 相談援助業務を行っている相談員
214	「隣保館の設置及び運営について」(平成 14 年8月 29 日付け厚生労働省発社援第 0829002 号)別紙(隣保館設置運営要綱)に基づく 隣保館 において 相談援助業務を行っている職員 及び「隣保館の設置及び運営について」(平成 14 年8月 29 日付け社援発第 0829001 号)別紙(広域隣保活動事業実施要領)に基づく 広域隣保活動を行うに当たり相談援助業務を行っている職員
215	市(特別区を含む。)区町村 社会福祉協議会 において 相談援助業務を行っている職員 (以下に示す実施要綱により、必置とされている相談援助職員とする。 ア.「福祉活動専門員」(「社会福祉協議会活動の強化について」(平成 11 年4月8日付け社援第 984 号厚生省社会・援護局長通知))
216	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法(平成 14 年法律第 167 号)第 11 条第1項第1号に規定する 施設 において 相談援助業務を行っているケアマネジメント・アドバイザー
217	「知的障害者福祉工場の設置及び運営について」(昭和 60 年5月 21 日付け厚生省発第 104 号)別紙(知的障害者福祉工場設置運営要綱)に基づく 知的障害者福祉工場 において 相談援助業務を行っている指導員
218	労働者災害補償保険法(昭和 22 年法律第 50 号)第 29 条第1項第2号に基づき設置された 労災特別介護施設 において 相談援助業務を行っている主任指導員

コード	区 分
219	「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成15年11月10日付け障発第1110001号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)に基づく「 重症心身障害児(者)通園事業 」を行っていた施設における 児童指導員
220	児童福祉法(昭和22年法律第164号)第6条の2第2項に基づく児童発達支援を行う事業所のうち、主として 重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を 通わせる 児童発達支援事業所 にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第63条7項に規定する職員(同条第1項に規定する 児童指導員 に限る。)及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業の人員、設備及び運営に関する基準第5条第3項第3号に規定する 児童指導員
221	視覚障害者情報提供施設にあつては、身体障害者社会参加支援施設の設備及び運営に関する基準(平成15年厚生労働省令第21号)第38条に規定する 点字図書館 及び第40条に規定する 聴覚障害者情報提供施設 において 身体障害者に関する相談に応ずる職員
222	障害福祉サービス事業(生活介護、自立訓練、就労移行支援又は就労継続支援を行うものに限る。) を行う施設にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第174号)第39条第1項第3号、第52条第1項第2号及び第2項、第59条第1項第2号及び第3項、第64条第1項第2号、第65条第1項第2号並びに第75条第1項第2号(第88条において準用する場合を含む。)に規定する 生活支援員 並びに第39条第1項第4号、第52条第1項第3号、第59条第1項第4号、第64条第1項第4号、第65条第1項第3号及び第75条第1項第3号(第88条において準用する場合を含む。)に規定する サービス管理責任者
223	地域活動支援センター にあつては、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 地域活動支援センター の設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第175号)第9条第1項第2号に規定する 指導員
224	「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記11に基づく「任意事業」の「 日中一時支援 」を行っている 障害福祉サービス事業所、障害者支援施設等 において 相談援助業務 を行っている職員、別添1「 障害者相談支援事業 」における 相談援助業務 を行っている職員並びに別添3「 障害児等療育支援事業 」における 相談援助業務 を行っている職員
225	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第27号)第3条(第40条において準用する場合を含む。)に規定する 指定地域移行支援従事者 及び 指定地域定着支援従事者
226	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく 指定計画相談支援 の事業の人員及び運営に関する 基準(平成24年厚生労働省令第28号)第3条 に規定する 相談支援専門員
227	児童福祉法に基づく 指定障害児相談支援 の事業の人員及び運営に関する 基準(平成24年厚生労働省令第29号)第3条 に規定する 相談支援専門員
228	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第5条第15項に基づく 共同生活援助 を行っている 事業所 において 相談援助業務 を行っている職員
229	老人福祉法第5条の2第3項に規定する 老人デイサービス事業 を行う施設及び第4項に規定する 老人短期入所事業 を行う施設における 生活相談員
230	「高齢者生活福祉センター運営事業の実施について」(平成12年9月27日付け老発第655号)別紙(生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業実施要綱)に基づく「 生活支援ハウス(高齢者生活福祉センター)運営事業 」を行っている 生活支援ハウス における 生活援助員
231	「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日付け老発第0609001号)に基づく「 高齢者の安心な住まいの確保に資する事業 」において 高齢者世話付住宅(シルバーハウジング)、サービス付き高齢者向け住宅、多くの高齢者が居住する集合住宅 等に派遣されている 生活援助員
232	「地域福祉センターの設置運営について」(平成6年6月23日付け社援地第74号)別紙(地域福祉センター設置運営要綱)に基づく 地域福祉センター において 相談援助業務 を行っている職員
233	介護保険法第8条第27項に規定する 介護老人保健施設 において 相談援助業務 に従事している者
234	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第48条に規定する 精神保健福祉センター 及び 保健所その他これらに準ずる施設 における 精神保健福祉相談員
235	「介護実習・普及センター運営事業の実施について」(平成4年4月22日付け老企第137号)別紙(介護実習・普及センター運営要綱)に基づく 介護実習・普及センター において 相談援助業務 を行っている職員
236	児童福祉法第6条の2第3項に基づく 厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関 にあつては、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第58条第3項及び第6項に規定する 児童指導員
237	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添17(社会的包摂・「絆」再生事業実施要領)に基づく ホームレス総合相談推進事業 において 相談援助業務 を行っている 相談員
238	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添17(社会的包摂・「絆」再生事業実施要領)に基づく ホームレス自立支援センター において 相談援助業務 を行っている 生活相談指導員
239	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添13(安心生活基盤構築事業実施要領)に規定する 専門員
240	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添15(ひきこもり対策推進事業実施要領)に基づく ひきこもり地域支援センター において 相談援助業務 に従事している者
241	「セーフティネット支援対策等事業の実施について」(平成17年3月31日付け社援発第0331021号)別添16(地域生活定着促進事業実施要領)に基づく 地域生活定着支援センター において 相談援助業務 に従事している者
242	介護保険法第115条の46第1項に基づく 地域包括支援センター にあつては、 介護予防支援事業及び包括的支援事業 において 相談援助業務 に従事している者
243	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第33条の4 に規定する 通院後生活環境相談員

②下表に掲げる法律に定められた相談援助業務に従事する方

コード	区 分
301	町村(福祉事務所設置町村を除く。)の老人福祉担当職員、身体障害者福祉担当職員、知的障害者福祉担当職員のうち主として相談援助業務に携わっている者
302	保健所において公共医療事業に従事する者

③下表に掲げる相談援助業務に従事する方(P6の1の(1)のイの①から④の要件のいずれかを満たす方に限ります。)

コード	区 分
401	医療機関において医療社会事業に従事する者(患者や家族に対し疾病の治療等の妨げとなる経済的、精神的な諸問題について相談、指導を担当する者)
402	指定居宅サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者、指定介護予防支援事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者、基準該当居宅サービス事業者、基準該当居宅介護支援事業者、基準該当介護予防サービス事業者、基準該当介護予防支援事業者において、相談援助業務・連絡調整業務に従事している者
403	402のサービスに相当するサービス(福祉用具を販売するサービスを含む。)に係る業務を行っている事業者(社会福祉協議会・福祉公社・生活協同組合・農業協同組合・シルバー人材センター等の民間非営利組織、民間企業等)であって、市町村の委託を受けたもの又は民間事業者によるサービス指針(ガイドライン)を満たすと認められるものにおいて、相談援助業務・連絡調整業務に従事している者 ※ 「民間事業者によるサービス指針(ガイドライン)を満たすと認められるもの」の取扱いについては、都道府県知事が、各サービスごとに事業主から提出された「確認証明書」により、各事項について基準を満たしていることを確認した場合に限ること。

④その他

コード	区 分
501	老人福祉施設、有料老人ホーム、障害者支援施設、保護施設及び介護老人保健施設の施設長及び管理者(社会福祉主事任用資格を有する者又は社会福祉施設長資格認定講習会若しくはこれに相当する研修を修了した者に限る。又は、P6の1の(1)のイの①から④の要件のいずれかを満たす者に限る。)
502	都道府県、市町村、ろうあ者センター、手話通訳派遣センター等において手話通訳及び自立支援のための相談援助を行う者(社会福祉主事任用資格を有する者又は介護職員初任者研修課程又は実務者研修に相当する研修を修了した者であって、「手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令(平成21年厚生労働省令第96号)による試験に合格し、登録された手話通訳士であるものに限る。)(「手話通訳を行う者の知識及び技能の審査・証明事業の認定に関する省令」(平成21年厚生労働省令第96号)による試験に合格し、登録された手話通訳士であるものが、P6の1の(1)のイの①から④の要件のいずれかを満たした場合)

◆社会福祉主事任用資格について

「社会福祉主事任用資格を有する者」とは、次のいずれかに該当する者です。受験申込の際は、養成機関の修了証の写しまたは社会福祉主事指定科目及び卒業年度が確認できる科目履修証明書もしくは成績証明書等を提出してください。

(ア)大学(短期大学を含む)で、厚生労働大臣が指定する社会福祉に関する科目のうち、3科目以上を修めて卒業した者(指定科目については下表を参照)

(イ)厚生労働大臣の指定する養成機関または認定講習会の課程を修了した者

平成12年4月1日から適用の科目(34科目)

社会福祉概論 / 社会福祉事業史 / 社会福祉援助技術論 / 社会福祉調査論 / 社会福祉施設経営論 / 社会福祉行政論 / 社会保障論 / 公的扶助論 / 児童福祉論 / 家庭福祉論 / 保育理論 / 身体障害者福祉論 / 知的障害者福祉論 / 精神障害者保健福祉論 / 老人福祉論 / 医療社会事業論 / 地域福祉論 / 法学 / 民法 / 行政法 / 経済学 / 社会政策 / 経済政策 / 心理学 / 社会学 / 教育学 / 倫理学 / 公衆衛生学 / 医学一般 / リハビリテーション論 / 看護学 / 介護概論 / 栄養学 / 家政学

※ 上記の指定科目名称以外であっても、指定科目として認められる範囲(「読替え」)があります。各自、厚生労働省ホームページ等で確認してください。

※ 平成12年3月31日までに履修した方の科目についても、各自、厚生労働省ホームページ等で確認してください。

◆介護職員初任者研修課程に相当する研修について

「介護職員初任者研修課程に相当する研修を修了した者」とは、次のいずれかに該当する者です。受験申込の際は、当該研修修了証明書または当該研修を修了したことを確認できる書類の写しを、②の場合はさらに研修カリキュラムの写しを添付してください。

- ①介護保険法施行規則(平成 11 年厚生省令第 36 号)第 22 条の 23 の介護職員初任者研修課程を修了した者
- ②次の(ア)及び(イ)の研修カリキュラムを修了している者
 - (ア)保健・医療・福祉に関する研修時間数が 90 時間以上であること。ただし、研修時間数が 90 時間には満たないが、当該研修の実施主体が追加研修を実施し、合計で 90 時間以上になるものを含むこと。
なお、この場合、追加研修は、先に受けた研修の修了後5年以内に修了したものに限ること。
また、追加研修の内容は、先に修了した研修内容と重複するものではないこと。
 - (イ)研修内容は、相談援助に関する講習が 10 時間以上含まれていること。

◆社会福祉施設長認定講習会に相当する研修について

「社会福祉施設長認定講習会に相当する研修を修了した者」とは、次のいずれかに該当する者です。受験申込の際は、当該研修修了証書の写しを、②の場合はさらに研修カリキュラムの写しを添付してください。

- ①「社会福祉施設の長の資格要件について」(昭和 53 年 2 月 20 日付け社庶第 13 号社会局長・児童家庭局長通知)に基づく、「施設長資格認定講習会」の課程を修了した者
- ②次の(ア)及び(イ)の研修カリキュラムを修了している者
 - (ア)研修時間数は 90 時間以上であること
 - (イ)研修内容には、保健・医療・福祉に関する科目(相談援助を含む。)が含まれていること。

別表3 介護等の業務に従事する者

介護等とは、身体上または精神上的の障害があることにより、日常生活を営むのに支障がある者につき入浴、排泄、食事その他の介護を行い、並びにその方及びその介護者に対して介護に関する指導を行うことをいいます。

コード	区分
601	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害者支援施設の従業者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
602	生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)に規定する救護施設及び更生施設の職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
603	老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)に規定する老人デイサービスセンター、老人デイサービス事業を行う施設、老人短期入所施設、老人短期入所事業を行う施設、養護老人ホーム及び特別養護老人ホームの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
604	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する居宅介護、同行援護、行動援護及び重度訪問介護の従業者並びに老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業の訪問介護員
605	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業(療養介護、生活介護、共同生活援助(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成 18 年厚生労働省令第 171 号)第 207 条に規定する指定共同生活援助に限る。)、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び短期入所を行うものに限る。)を行う事業所並びに地域活動支援センターの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
606	老人福祉法に規定する軽費老人ホーム及び有料老人ホーム並びに介護保険法に規定する介護老人保健施設その他の施設であって、入所者のうちに身体上又は精神上的の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者を含むものの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの 〔「その他の施設」とは、介護福祉士の受験資格の実務経験を定めた「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」(昭和 63 年 2 月 12 日付け社庶第 30 号)の 2 の (3) のとおりであること。〕
607	医療法(昭和 23 年法律第 205 号)に規定する病院又は診療所において看護の補助の業務に従事する者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの 〔空床時にベッドメイキングや検体の運搬などの間接的な業務のみを行っている者を除く。〕
608	介護等の便宜を供与する事業を行う者において、主として介護等の業務に従事するもの ※事業として継続、反復している事業者には雇用され又は指揮命令を受けながら従事した者であって、次の業務に従事している者であること。 ア. 市場機構を通じて在宅サービス等を提供しているいわゆる民間事業者において主として介護等の業務に従事する者 イ. 市区町村社会福祉協議会で実施している入浴サービス等に従事している者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの ウ. 生活協同組合、農業協同組合で実施している在宅サービス等に従事している者のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの エ. 法令等に基づかない市町村単独事業で介護等の業務を行っているもの オ. 平成9年9月末までの特例措置として特例許可老人病棟において活動していた家政婦のうち、その主たる業務が介護等の業務である者 カ. ボランティア等の公的サービス以外のサービスを行う団体において介護等の業務を行っている者(団体概要及び市区町村ボランティアセンター等に登録されている団体についてはその旨の書類を実務経験証明書に添付すること。)

コード	区分
609	個人の家庭において就業する職業安定法施行規則(昭和22年労働省令第12号)附則第4項に掲げる 家政婦のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
610	労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)第29条第1項第2号に基づき設置された 労災特別介護施設の介護職員
611	「重症心身障害児(者)通園事業の実施について」(平成15年11月10付け障発第1110001号)別紙(重症心身障害児(者)通園事業実施要綱)に基づく「 重症心身障害児(者)通園事業 」において 利用者の療育に直接従事した職員 (施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。)
612	児童福祉法第6条の2第2項に基づく 児童発達支援 を行う事業所のうち、 主として重症心身障害児(児童福祉法第7条第2項に規定する重症心身障害児をいう)を通わせる児童発達支援事業所において利用者の療育に直接従事する職員 (施設長、医師、看護師、児童指導員及び理学療法、作業療法、言語療法等担当職員を除く。)
613	「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記9に基づく「 移動支援事業 」を行っている者、別記11に基づく「任意事業」の「 訪問入浴サービス 」を行っている職員、「任意事業」の「 日中一時支援 」を行っている職員のうち、 その主たる業務が介護等の業務であるもの
614	「地域福祉センターの設置運営について」(平成6年6月23日付け社援地第74号)別紙(地域福祉センター設置運営要綱)に基づく 地域福祉センターの職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
615	児童福祉法(昭和22年法律第164号)に規定する 主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設及び、主として肢体不自由のある児童及び主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設の入所者の保護に直接従事する職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの
616	ハンセン病療養所における介護員等その主たる業務が介護等の業務である者 〔ア. 国立ハンセン病療養所にあつては介護員とすること。 イ. ア以外のハンセン病療養所にあつては、主たる業務が介護等の業務である者とする。〕
617	児童福祉法第6条の2第3項に基づく 厚生労働大臣の指定を受けた指定医療機関の入所者の保護に直接従事する職員のうち、その主たる業務が介護等の業務であるもの 〔児童福祉法第6条の2第3項に基づく厚生労働大臣の指定を受けた 指定医療機関の保育士 をいう。〕
618	指定訪問入浴介護 (指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第3項に規定する訪問入浴介護をいう。)又は 指定介護予防訪問入浴介護 (指定介護予防サービスに該当する介護保険法第8条の2第3項に規定する介護予防訪問入浴介護をいう。)の 介護職員
619	指定小規模多機能型居宅介護 (指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第18項に規定する小規模多機能型居宅介護をいう。)又は 指定介護予防小規模多機能型居宅介護 (指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護保険法第8条の2第16項に規定する介護予防小規模多機能型居宅介護をいう。)の 介護従業者
620	指定認知症対応型共同生活介護 (指定地域密着型サービスに該当する介護保険法第8条第19項に規定する認知症対応型共同生活介護をいう。)又は 指定介護予防認知症対応型共同生活介護 (指定地域密着型介護予防サービスに該当する介護保険法第8条の2第17項に規定する介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。)の 介護従業者
621	指定通所リハビリテーション (指定居宅サービスに該当する介護保険法第8条第8項に規定する通所リハビリテーションをいう。)又は 指定介護予防通所リハビリテーション (指定介護予防サービスに該当する介護保険法第8条の2第8項に規定する介護予防通所リハビリテーションをいう。)の 介護職員

※以下に掲げる業務(法律等改正以前の業務)についても、実務経験に算入できます。

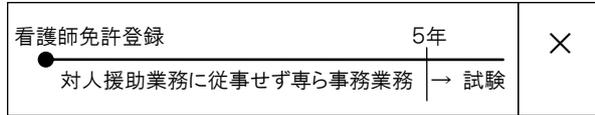
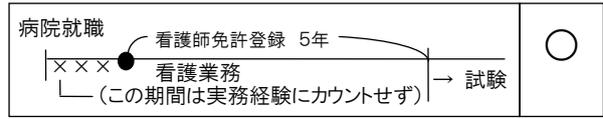
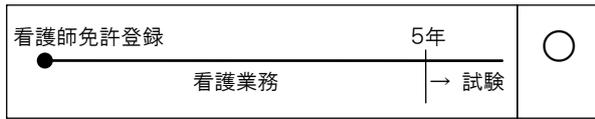
平成26年3月31日付け老発0331第5号厚生労働省老健局長通知

コード	区分
244	「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記11に基づく「任意事業」の「 身体障害者自立支援 」を行っている 身体障害者向け公営住宅、賃貸住宅及び福祉ホーム等において相談援助業務を行っている職員 として従事した期間
245	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第5条第10項に基づく 共同生活介護 を行っている事業所において 相談援助業務 を行っている職員として従事した期間
622	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)に規定する 障害福祉サービス事業(共同生活介護を行うものに限る。) を行う事業所の職員のうち、 その主たる業務が介護等の業務であるもの として従事した期間
623	「地域生活支援事業の実施について」(平成18年8月1日付け障発第0801002号)別紙1(地域生活支援事業実施要綱)別記11に基づく「任意事業」の「 身体障害者自立支援 」を行っている施設において 介助サービスを提供する者 、「任意事業」の「 生活サポート 」を行っている者のうち、 その主たる業務が介護等の業務であるもの として従事した期間

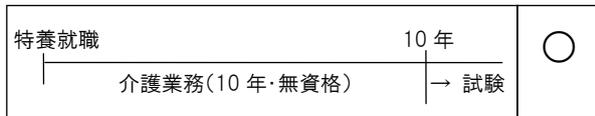
※該当する業務(コード)がない場合、県福祉カレッジまでお問い合わせください。

実務経験期間の算定の具体的事例

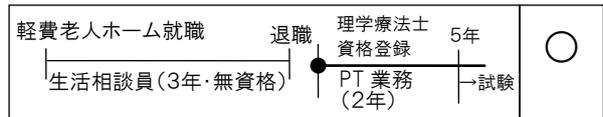
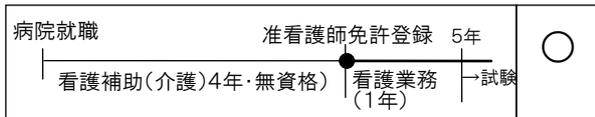
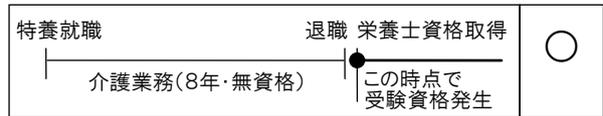
イ. 国家資格等に基づく業務の実務経験が5年の場合



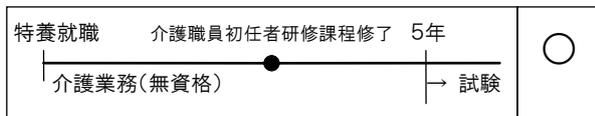
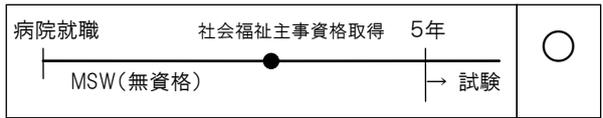
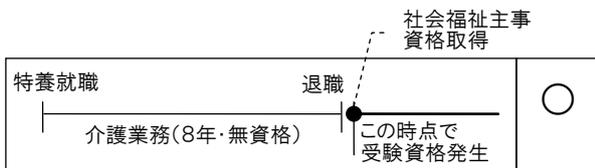
ロ. 介護等の業務に従事し、社会福祉主事任用資格等に該当しない者であって、実務経験が10年の場合



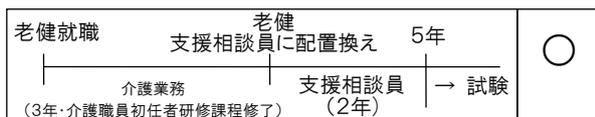
ハ. 従事期間中に国家資格等を取得した場合



ニ. 従事期間中に社会福祉主事資格等を取得した場合



ホ. 途中で配置換えがあった場合



別表4 「介護支援専門員実務研修受講試験の試験問題出題範囲及び解答免除の範囲」

(注1)右欄の解答免除の範囲については、下記のとおりです。

- ・「介護支援分野」
- ・「保健医療福祉サービス分野」中、保健医療サービスの知識等
- ・「保健医療福祉サービス分野」中、福祉サービスの知識等

(注2)この表に掲げる項目は、介護保険法、関連法令に規定されたもの及びその関連通知で基礎的な知識及び技能を有することの確認のために必要な内容を含むものとする(※具体例はP21 参照)。

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目	免除範囲
一 この法律その他関係法令に関する科目	1.基本視点	1.介護保険制度導入の背景	1.高齢化の進展と高齢者を取り巻く状況の変化	1.長寿・高齢化の進展 2.高齢化の進展に伴う要介護高齢者の増加 3.介護の長期化・重度化 4.家族の介護機能の低下 5.個人の人生にとっての介護問題 6.家族にとっての介護問題 7.社会にとっての介護問題	介護支援分野
			2.従来の制度の問題点	1.老人福祉制度 2.老人医療制度 3.制度間の不整合	
			3.社会保険方式の意義	1.我が国の社会保障制度のあり方 2.給付と負担の関係の明確性 3.利用者の選択の尊重	
			4.介護保険制度創設のねらい	1.介護という新たな課題への対応 2.効率的、公平な制度の創設 3.サービス利用者の立場に立った制度体系 4.民間活力の活用 5.高齢者の被保険者としての位置づけ	
		2.介護保険と介護支援サービス			介護支援分野
	2.介護保険制度論	1.介護保険制度論	1.介護保険制度の目的等	1.社会保障、社会保険、介護保険の体系 2.医療保障の体系 3.高齢者の保健・医療・福祉の体系 4.介護保険制度の目的 5.保険事故と保険給付の基本的理念 6.国民の努力および義務	介護支援分野
			2.保険者及び国、都道府県の責務等	1.保険者 2.保険者の事務 3.介護保険の会計 4.条例 5.国の責務、事務 6.都道府県の責務、事務 7.医療保険者および年金保険者の事務 8.審議会	
			3.被保険者	1.被保険者の概念 2.強制適用 3.被保険者の資格要件 4.住所認定の基準 5.適用除外 6.資格取得の時期 7.資格喪失の時期 8.届出 9.住所地特例 10.被保険者証	
			4.保険給付の手続・種類・内容	1.要介護認定および要支援認定 2.要介護認定等の手続 3.介護認定審査会 4.保険給付通則 5.保険給付の種類 6.保険給付の内容 7.介護報酬 8.支給限度額 9.現物給付 10.審査・支払い 11.利用者負担 12.保険給付の制限	
			5.事業者及び施設 (人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を含む。)	1.指定居宅サービス事業者 2.指定居宅介護支援事業者 3.介護支援専門員 4.指定介護予防サービス事業者 5.指定介護予防支援事業者 6.指定地域密着型サービス事業者 7.指定地域密着型介護予防サービス事業者 8.基準該当サービスの事業者 9.離島等における相当サービスの事業者 10.介護保険施設	
6.介護保険事業計画			1.基本指針 2.老人保健福祉計画、医療計画との関係 3.市町村介護保険事業計画 4.都道府県介護保険事業支援計画		

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目	免除範囲
			7.保険財政	1.財政構造 2.事務費 3.その他の補助 4.第1号被保険者に係る保険料 5.介護給付費交付金および介護給付費納付金 6.第2号被保険者に係る保険料 7.支払基金の業務	
			8.財政安定化基金等	1.財政安定化基金事業 2.市町村相互財政安定化事業	
			9.地域支援事業	1.介護予防等事業 2.包括的支援事業 3.その他の事業 4.財源構成	
			10.介護サービス情報の公表	1.介護サービス情報の公表の内容 2.指定調査機関 3.指定情報公表センター	
			11.国民健康保険団体連合会の介護保険事業関係業務	1.審査・支払い 2.給付費審査委員会 3.苦情処理等の業務 4.第三者行為求償事務 5.その他の業務	
			12.審査請求	1.概説 2.審査請求ができる事項 3.介護保険審査会 4.委員 5.審理裁決を扱う合議体 6.専門調査員 7.訴訟との関係	
			13.雑則	1.報告の徴収等 2.先取特権の順位 3.時効等 4.資料の提供等	
			14.検討規定(附則)		
二 居宅サービス計画、施設サービス計画及び介護予防サービス計画に関する科目	3.ケアマネジメント機能論	1.ケアマネジメント機能論	1.介護保険制度におけるケアマネジメント	1.介護保険におけるケアマネジメントの定義と必要性 2.介護保険におけるケアマネジメント機能の位置づけ 3.介護保険でのサービス利用手続きの全体構造と介護支援サービス	介護支援分野
			2.ケアマネジメントの基本的理念、意義等	1.要介護者等とその世帯の主体性尊重の仕組み 2.自立支援、多様な生活を支えるサービスの視点 3.家族(介護者)への支援の必要性 4.保健・医療・福祉サービスを統合したサービス調整の視点 5.サービスの展開におけるチームアプローチの視点 6.適切なサービス利用(効果性、効率性)の視点 7.保健・医療・福祉サービス(保険給付サービス等)とインフォーマルサポートを統合する社会資源調整の視点	
			3.介護支援専門員の基本姿勢		
			4.介護支援専門員の役割・機能	1.利用者本位の徹底 2.チームアプローチの実施ー総合的判断と協働 3.居宅サービス計画に基づくサービス実施状況のモニタリングと計画の修正 4.サービス実施体制におけるマネジメントの情報提供と秘密保持 5.信頼関係の構築 6.社会資源の開発	
			5.ケアマネジメントの記録		
		2.介護支援サービス方法論	1.居宅介護支援サービスの開始過程 2.居宅サービス計画作成のための課題分析 3.居宅サービス計画作成指針 4.モニタリングおよび居宅サービス計画での再課題分析	介護支援分野	
		3.介護予防支援サービス方法論	1.介護予防支援サービスの開始過程 2.介護予防サービス計画作成のための課題分析 3.介護予防サービス計画作成指針 4.モニタリングおよび介護予防サービス計画での再課題分析	介護支援分野	
		4.施設介護支援サービス方法論	1.施設介護支援サービスの開始過程 2.施設サービス計画作成のための課題分析 3.施設サービス計画作成指針 4.モニタリングおよび施設サービス計画での再課題分析	介護支援分野	

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目	免除範囲
三 介護給付等対象サービスその他の保健医療サービス及び福祉サービスに関する科目	4.高齢者支援展開論(高齢者介護総論)	1.総論Ⅰ 医学編	1.高齢者の身体的・精神的な特徴と高齢期に多い疾病および障害	1.高齢者の身体的・精神的・心理的特徴 2.高齢者に起こりやすい疾病および障害の特徴 3.高齢者に多くみられる各種の疾患	保健医療サービスの知識等
			2.バイタルサインの正確な観察・測定、解釈・分析	1.全身の観察とバイタルサイン 2.バイタルサインの正しい観察・測定方法とポイント	
			3.検査の意義およびその結果の把握、患者指導	1.検査値の変動について 2.検査各論	
			4.介護技術の展開	1.身体介護と家事援助の関連 2.食事の介護 3.排泄および失禁の介護 4.褥瘡への対応 5.睡眠の介護 6.清潔の介護 7.口腔のケア	
			5.ケアにおけるリハビリテーション	1.リハビリテーションの考え方 2.リハビリテーションの基礎知識 3.リハビリテーションの実際(訓練と援助の実際)	
			6.認知症高齢者の介護	1.老人性認知症の特徴、病態 2.認知症高齢者・家族への援助と介護支援サービス	
			7.精神に障害のある場合の介護	1.高齢者の精神障害 2.精神に障害のある高齢者の介護	
			8.医学的診断・治療内容・予後の理解	1.医学的診断の理解 2.治療内容の理解 3.予後の理解	
			9.現状の医学的問題、起こりうる合併症、医師、歯科医師への連絡・情報交換	1.現状の医学的問題のとらえ方 2.起こりうる合併症の理解 3.医師、歯科医師への連絡・情報交換	
			10.栄養・食生活からの支援・介護	1.人間らしい栄養・食生活とは 2.栄養・食生活からの介護の手順 3.望ましい栄養・食生活をめざして提示されている食生活指針等	
			11.呼吸管理、その他の在宅医療管理	1.呼吸管理の考え方 2.その他の在宅医療管理	
			12.感染症の予防	1.感染症の種類と特徴 2.起こりやすい感染症の予防と看護・介護	
			13.医療器具を装着している場合の留意点	1.在宅酸素療法(HOT) 2.気管内挿管 3.人工呼吸器 4.腹膜透析 5.在宅中心静脈栄養法 6.内視鏡的胃瘻増設術(PEG) 7.ペースメーカー	
			14.急変時の対応	1.高齢者救急疾患の病態上の特徴 2.主な急変時の対応 3.在宅看護・介護で遭遇しやすい急変	
			15.健康増進・疾病障害の予防	1.基本理念 2.生活習慣病の予防 3.がん 4.循環器疾患 5.糖尿病 6.骨粗しょう症 7.21世紀における国民健康づくり運動(健康日本21)	
		2.総論Ⅱ 福祉編	1.基礎相談・面接技術	1.基本姿勢 2.コミュニケーションの知識と技術 3.インテークワーク技術 4.隠されたニーズの発見	福祉サービスの知識等
			2.ソーシャルワークとケアマネジメント(介護支援サービス)		
			3.ソーシャルワーク(社会福祉専門援助技術)の概要	1.個別援助技術(ソーシャルケースワーク) 2.集団援助技術(ソーシャルグループワーク) 3.地域援助技術(コミュニティワーク)	
			4.接近困難事例への対応	1.援助困難事例への対応 2.接近困難事例と問題状況の分類 3.接近困難事例の理解とアプローチ	
		3.総論Ⅲ 臨死編	1.チームアプローチの必要性および各職種役割		保健医療サービスの知識等
			2.高齢者のターミナルケアの実際、家族へのケア	1.事例の概要 2.在宅での看取りの成立条件 3.在宅ホスピスにおける症状緩和 4.死の教育 5.在宅ホスピスとQOL	
			3.死亡診断	1.死亡に医師が立ち会っているとき 2.医師が立ち会っていないとき 3.精神面からみたターミナルケア	

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目	免除範囲
	5. 高齢者支援展開論（居宅サービス事業各論）	1.訪問介護方法論	1.訪問介護の意義・目的		福祉サービスの知識等
			2.訪問介護サービス利用者の特性		
			3.訪問介護の内容・特徴		
			4.介護支援サービスと訪問介護		
		2.訪問入浴介護方法論	1.訪問入浴介護の意義・目的		福祉サービスの知識等
			2.訪問入浴介護利用者の特性		
			3.訪問入浴介護の内容・特徴		
			4.介護支援サービスと訪問入浴介護		
		3.訪問看護方法論	1.訪問看護の意義・目的		保健医療サービスの知識等
			2.訪問看護サービス利用者の特性		
			3.訪問看護の内容・特徴		
			4.介護支援サービスと訪問看護		
		4.訪問リハビリテーション方法論	1.訪問リハビリテーションの意義・目的		保健医療サービスの知識等
			2.訪問リハビリテーションサービス利用者の特性		
			3.訪問リハビリテーションの内容・特徴		
			4.介護支援サービスと訪問リハビリテーション		
		5.居宅療養管理指導方法論	1.医学的管理サービスの意義・目的		保健医療サービスの知識等
			2.医学的管理サービス利用者の特性		
			3.介護支援サービスと医学的管理サービス		
			4.口腔管理－歯科衛生指導の意義・目的		
			5.口腔管理－歯科衛生指導利用者の特性		
			6.介護支援サービスと口腔管理－歯科衛生指導		
			7.薬剤管理指導の意義・目的		
			8.薬剤管理指導利用者の特性		
			9.介護支援サービスと薬剤管理指導		
		6.通所介護方法論	1.通所介護の意義・目的		福祉サービスの知識等
			2.通所介護サービス利用者の特性		
			3.通所介護の内容・特徴		
			4.介護支援サービスと通所介護		
		7.通所リハビリテーション方法論	1.通所リハビリテーションの意義・目的		保健医療サービスの知識等
			2.通所リハビリテーションサービス利用者の特性		
			3.通所リハビリテーションの内容・特徴		
			4.介護支援サービスと通所リハビリテーション		
		8.短期入所生活介護方法論	1.短期入所生活介護の意義・目的		福祉サービスの知識等
			2.短期入所生活介護サービス利用者の特性		
			3.短期入所生活介護の内容・特徴		
			4.介護支援サービスと短期入所生活介護		
		9.短期入所療養介護方法論	1.短期入所療養介護の意義・目的		保健医療サービスの知識等
			2.短期入所療養介護サービス利用者の特性		
			3.短期入所療養介護の内容・特徴		
			4.介護支援サービスと短期入所療養介護		
		10.特定施設入居者生活介護方法論	1.特定施設入居者生活介護の意義・目的		福祉サービスの知識等
			2.特定施設入居者生活介護サービス利用者の特性		
			3.特定施設入居者生活介護の内容・特徴		
4.介護支援サービスと特定施設入居者生活介護					
11.福祉用具及び住宅改修方法論	1.福祉用具の意義・目的		福祉サービスの知識等		
	2.福祉用具利用者の特性および福祉用具の機能、使用法				
	3.福祉用具の内容・特徴				
	4.介護支援サービスと福祉用具				
	5.住宅改修の意義・目的				
	6.住宅改修利用者の特性および住宅改修の機能、使用法				
	7.住宅改修の内容・特徴				
	8.介護支援サービスと住宅改修				

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目	免除範囲
	6.高齢者支援展開論(地域密着型サービス事業各論)	1.定期巡回・随時対応型訪問介護看護方法論	1.定期巡回・随時対応型訪問介護看護の意義・目的	保健医療サービスの知識等	
			2.定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用者の特性		
			3.定期巡回・随時対応型訪問介護看護の内容・特徴		
		2.夜間対応型訪問介護方法論	1.夜間対応型訪問介護の意義・目的	福祉サービスの知識等	
			2.夜間対応型訪問介護の利用者の特性		
			3.夜間対応型訪問介護の内容・特徴		
		3.認知症対応型通所介護方法論	1.認知症対応型通所介護の意義・目的	福祉サービスの知識等	
			2.認知症対応型通所介護の利用者の特性		
	3.認知症対応型通所介護の内容・特徴				
	4.小規模多機能型居宅介護方法論	1.小規模多機能型居宅介護の意義・目的	福祉サービスの知識等		
		2.小規模多機能型居宅介護の利用者の特性			
		3.小規模多機能型居宅介護の内容・特徴			
	5.認知症対応型共同生活介護方法論	1.認知症対応型共同生活介護の意義・目的	福祉サービスの知識等		
		2.認知症対応型共同生活介護の利用者の特性			
		3.認知症対応型共同生活介護の内容・特徴			
	6.地域密着型特定施設入居者生活介護方法論	1.地域密着型特定施設入居者生活介護の意義・目的	福祉サービスの知識等		
		2.地域密着型特定施設入居者生活介護の利用者の特性			
		3.地域密着型特定施設入居者生活介護の内容・特徴			
	7.地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護方法論	1.地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の意義・目的	福祉サービスの知識等		
		2.地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の利用者の特性			
		3.地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の内容・特徴			
	8.複合型サービス方法論	1.複合型サービスの意義・目的	保健医療サービスの知識等		
		2.複合型サービスの利用者の特性			
		3.複合型サービスの内容・特徴			
	7.高齢者支援展開論(介護予防サービス事業各論)	1.介護予防訪問介護方法論	1.介護予防訪問介護の意義・目的	福祉サービスの知識等	
			2.介護予防訪問介護サービス利用者の特性		
			3.介護予防訪問介護の内容・特徴		
			4.介護予防支援サービスと介護予防訪問介護		
2.介護予防訪問入浴介護方法論		1.介護予防訪問入浴介護の意義・目的	福祉サービスの知識等		
		2.介護予防訪問入浴介護利用者の特性			
		3.介護予防訪問入浴介護の内容・特徴			
		4.介護予防支援サービスと介護予防訪問入浴介護			
3.介護予防訪問看護方法論		1.介護予防訪問看護の意義・目的	保健医療サービスの知識等		
		2.介護予防訪問看護サービス利用者の特性			
		3.介護予防訪問看護の内容・特徴			
		4.介護予防支援サービスと介護予防訪問看護			
4.介護予防訪問リハビリテーション方法論		1.介護予防訪問リハビリテーションの意義・目的	保健医療サービスの知識等		
		2.介護予防訪問リハビリテーションサービス利用者の特性			
		3.介護予防訪問リハビリテーションの内容・特徴			
	4.介護予防支援サービスと介護予防訪問リハビリテーション				
5.介護予防居宅療養管理指導方法論	1.医学的管理サービスの意義・目的	保健医療サービスの知識等			
	2.医学的管理サービス利用者の特性				
	3.介護予防支援サービスと医学的管理サービス				
	4.口腔管理一歯科衛生指導の意義・目的				
	5.口腔管理一歯科衛生指導利用者の特性				
	6.介護予防支援サービスと口腔管理一歯科衛生指導				
	7.薬剤管理指導の意義・目的				
	8.薬剤管理指導利用者の特性				
	9.介護予防支援サービスと薬剤管理指導				

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目	免除範囲
		6.介護予防通所介護方法論	1.介護予防通所介護の意義・目的		福祉サービスの知識等
			2.介護予防通所介護サービス利用者の特性		
			3.介護予防通所介護の内容・特徴		
			4.介護予防支援サービスと介護予防通所介護		
		7.介護予防通所リハビリテーション方法論	1.介護予防通所リハビリテーションの意義・目的		保健医療サービスの知識等
			2.介護予防通所リハビリテーションサービス利用者の特性		
			3.介護予防通所リハビリテーションの内容・特徴		
			4.介護予防支援サービスと介護予防通所リハビリテーション		
		8.介護予防短期入所生活介護方法論	1.介護予防短期入所生活介護の意義・目的		福祉サービスの知識等
			2.介護予防短期入所生活介護サービス利用者の特性		
			3.介護予防短期入所生活介護の内容・特徴		
	4.介護予防支援サービスと介護予防短期入所生活介護				
	9.介護予防短期入所療養介護方法論	1.介護予防短期入所療養介護の意義・目的		保健医療サービスの知識等	
		2.介護予防短期入所療養介護サービス利用者の特性			
		3.介護予防短期入所療養介護の内容・特徴			
		4.介護予防支援サービスと介護予防短期入所療養介護			
	10.介護予防特定施設入居者生活介護方法論	1.介護予防特定施設入居者生活介護の意義・目的		福祉サービスの知識等	
		2.介護予防特定施設入居者生活介護サービス利用者の特性			
		3.介護予防特定施設入居者生活介護の内容・特徴			
		4.介護予防支援サービスと介護予防特定施設入居者生活介護			
	11.介護予防福祉用具及び介護予防住宅改修方法論	1.介護予防福祉用具の意義・目的		福祉サービスの知識等	
		2.介護予防福祉用具利用者の特性および介護予防福祉用具の機能、使用法			
		3.介護予防福祉用具の内容・特徴			
		4.介護予防支援サービスと介護予防福祉用具			
		5.介護予防住宅改修の意義・目的			
		6.介護予防住宅改修利用者の特性および介護予防住宅改修の機能、使用法			
		7.介護予防住宅改修の内容・特徴			
		8.介護予防支援サービスと介護予防住宅改修			
8.高齢者支援展開論（地域密着型介護予防サービス事業各論）	1.介護予防認知症対応型通所介護方法論	1.介護予防認知症対応型通所介護の意義・目的		福祉サービスの知識等	
		2.介護予防認知症対応型通所介護の利用者の特性			
		3.介護予防認知症対応型通所介護の内容・特徴			
	2.介護予防小規模多機能型居宅介護方法論	1.介護予防小規模多機能型居宅介護の意義・目的		福祉サービスの知識等	
		2.介護予防小規模多機能型居宅介護の利用者の特性			
		3.介護予防小規模多機能型居宅介護の内容・特徴			
3.介護予防認知症対応型共同生活介護方法論	1.介護予防認知症対応型共同生活介護の意義・目的		福祉サービスの知識等		
	2.介護予防認知症対応型共同生活介護の利用者の特性				
	3.介護予防認知症対応型共同生活介護の内容・特徴				
9.高齢者支援展開論（介護保険施設各論）	1.指定介護老人福祉施設サービス方法論	1.指定介護老人福祉施設の意義・目的		福祉サービスの知識等	
		2.指定介護老人福祉施設サービス利用者の特性			
		3.指定介護老人福祉施設の内容・特徴			
	2.介護老人保健施設サービス方法論	1.介護老人保健施設の意義・目的		保健医療サービスの知識等	
		2.介護老人保健施設サービス利用者の特性			
		3.指定介護老人保健施設の内容・特徴			
	3.指定介護療養型医療施設サービス方法論	1.指定介護療養型医療施設の意義・目的		保健医療サービスの知識等	
		2.指定介護療養型医療施設サービス利用者の特性			
		3.指定介護療養型医療施設の内容・特徴			
4.老人性認知症疾患療養病棟の意義・目的					
5.老人性認知症疾患療養病棟利用者の特性					
6.老人性認知症疾患療養病棟の内容・特徴					
10.高齢者支援展開論（社会資源活用論）	1.公的サービスおよびその他の社会資源導入方法論	1.自立支援のための総合的ケアネットワークの必要性		福祉サービスの知識等	
		2.社会資源間での機能や役割の相違			
		3.フォーマルな分野とインフォーマルな分野の連携の必要性			

介護保険法別表の科目	区分	大項目	中項目	小項目	免除範囲
四 要介護認定及び要支援認定に関する科目	11.要介護・要支援認定特論	1.要介護認定の流れ	1.要介護認定基準について		介護支援分野
			2.認定調査		
			3.主治医意見書		
			4.一次判定の概略		
			5.介護認定審査会における二次判定の概略		
	2.一次判定の仕組み	1.要介護認定等基準時間の推計の考え方		介護支援分野	
		2.要介護認定等基準時間の算出方法			
	3.二次判定の仕組み	1.二次判定の基本的な方法		介護支援分野	
		2.介護認定審査会における審査・判定の手順			
		3.二次判定のポイント			

<関連通知の具体例>

- 「指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準について」
(平成11年7月29日老企第22号各都道府県介護保険主管部(局)長宛厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- 「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」
(平成11年9月17日老企第25号各都道府県介護保険主管部(局)長宛厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- 「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準について」
(平成18年3月31日老振発第0331003号・老老発第0331016号各都道府県・指定都市・中核市介護保険主管部(局)長宛厚生労働省老健局振興・老人保健課長連名通知)
- 「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」
(平成18年3月31日老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号各都道府県・指定都市・中核市介護保険主管部(局)長宛厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知)
- 「指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準について」
(平成12年3月17日老企第43号各都道府県介護保険主管部(局)長宛厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- 「介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準について」
(平成12年3月17日老企第44号各都道府県介護保険主管部(局)長宛厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- 「指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準について」
(平成12年3月17日老企第45号各都道府県介護保険主管部(局)長宛厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- 「介護サービス計画書の様式及び課題分析標準項目の提示について」
(平成11年11月12日老企第29号各都道府県介護保険主管部(局)長宛厚生省老人保健福祉局企画課長通知)
- 「介護予防支援業務に係る関連様式例の提示について」
(平成18年3月31日老振発第0331009号各都道府県・指定都市・中核市介護保険主管部(局)長宛厚生労働省老健局振興課長通知)
- 「老人(在宅)介護支援センターの運営について」
(平成18年3月31日老発第0331003号各都道府県知事・各指定都市市長・各中核市市長宛厚生労働省老健局長通知)
- 「地域支援事業の実施について」
(平成18年6月9日老発第0609001号各都道府県知事宛厚生労働省老健局長通知)
- 「地域包括支援センターの設置運営について」
(平成18年10月18日老計発第1018001号・老振発第1018001号・老老発第1018001号各都道府県・指定都市・中核市介護保険主管部(局)長宛厚生労働省老健局計画・振興・老人保健課長連名通知)

「受験申込書」(様式第1号)記入上の注意事項

- ・記入にあたっては、受験者本人が黒のボールペン等により、楷書で明確に記入または○印を付けてください。
- ・誤って記入した場合は、誤記入部分を二重線で消し、訂正してください。
- ・記入漏れのないように確認してください。
- ・書類に不備がある場合は、試験を受けられない場合があります。

《受験申込書 記載要領》

項目	注意事項
① 「※受付番号」 「※受験番号」	・この欄は記入しないでください。
② 「氏名」	・戸籍(外国人登録原票)に記載の文字(漢字)を使用し、略字を用いたり不明確な書体を用いたりすることなく、明確に自署(ゴム印不可)してください。 ・また、枠内の分には必ずふりがなを付けてください。
③ 「生年月日」	・該当する元号を○で囲み、年月日を記入してください。
④ 「性別」	・該当する数字を○で囲んでください。
⑤ 「住所」	・住民票に記載されている内容を正しく記入してください。 ・必ずふりがなを付し、市町村名、番地、○○様方・○号室など、正確に記入してください。 また、郵便番号、電話番号も忘れずに記入してください。
⑥ 「現在の勤務先」	・現在の勤務先を記入し、現在、当該業務に従事していない場合は記入しないでください。 ・名称は、省略せずに記入してください。 ・住所は、実際に勤務されている事業所等の住所を記入してください。
⑦ 「業態種別コード」	・P8を参照してください。
⑧ 「解答免除対象国家資格名」	・免除対象となる国家資格等をすべて記入し、それを証する書類の写しをすべて添付してください。
⑨ 「国家資格コード」	・P8の別表1を参照してください。
⑩ 「その他の資格」	・該当する資格番号に○印を付けてください。
⑪ 「資格登録年月日」	・資格等の登録年月日を記入してください。
⑫ 「解答免除該当区分」	・P1の解答免除対象資格の区分を参照し、「甲・乙・丙」該当するものすべてに○印を付けてください。 該当しない方は、「なし」に○印を付けてください。
⑬ 「実務経験内容」	・介護支援専門員実務研修受講試験の受験資格に関するもののみ記入し、特に要援護者に対する直接的な対人援助を行っていた期間のみを記入してください。 ・勤務先等の名称、職種、従事期間、従事日数について記入し、その合計が受験資格を満たすことが必要です。 ・勤務先で証明された「実務経験証明書」(「実務経験見込証明書」)の内容を、職歴の古い順に転記してください。 ・記載された勤務先ごとに「実務経験証明書」または「実務経験見込証明書」を添付してください。 ※5か所以上の実務経験をあわせて受験資格を満たす場合は、「実務経験内容」の一行を2段に分けて経歴を記入してください。 ※同一施設内であっても異動・配置転換等により職種(業務内容)が変わった場合は、職種(業務内容)ごとに経歴を記入してください。 ※同一法人・会社が経営するものであっても、それぞれの事業所・職種ごとに記入してください(実務経験証明書も事業所ごとに必要です)。 ・昨年度受験した方で、昨年の受験票等を提出することにより実務経験証明書を省略する場合は、実務経験内容については、わかる範囲で記入してください。
⑭ 「身体障害等による受験への配慮の希望」	・該当項目に○印を付けてください。希望がある場合は、後日様式等を送付しますので、至急連絡してください。
⑮ 受験手数料 (7,100円)	・本要項に添付の専用払込取扱票を使用し、ゆうちょ銀行または郵便局から払い込み、日附印欄に振替日付等が押印または印字された「振替払込請求書兼受領証」(原本)または現金自動預払機から出てきた「ご利用明細票(振替受付票)」(原本)を、受験申込書(様式第1号)裏面の所定の場所に貼付してください。 ※払込手数料は、本人負担となります。 ※各自写しをとり、本人控えとしてください。 ※貼付がない場合、受験申込書は受け付けられません。
その他	・受験に関する書類を受理した後は、受験に関する書類及び受験手数料は返還しません。 ・ただし、受験資格を有しないことなどにより受験申込書が受理されなかった場合は、受験手数料を返還します。なお、この際の返還金額は、受験手数料から手数料返還及び受験申込書類返送にかかる費用を差し引いた額となります。

「受験申込書」記入例

様式第1号

平成26年度富山県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書

下記により介護支援専門員実務研修受講試験を受験したいので、関係書類を添えて申し込みます。
なお、私は受験資格を満たしており、この申込書及び添付書類のすべてについて事実と相違ありません。

平成26年6月30日

氏名 **立山 花子**
(氏名は自記しゴム印不可)

社会福祉法人富山県社会福祉協議会 会長 殿

※受付番号					
※受験番号					
ふりがな	たてやま	はなこ	1. 大正	1. 男	
氏名	(姓) 立山	(名) 花子	2. 昭和 35年8月1日生	2. 女	
ふりがな	とやまし あずみちよう		3. 平成		
住所	〒930-0094 富山市安住町5番21号		TEL(076)432-6560		
現在の勤務先	ふりがな	とやまろうじんほーむ	業態種別コード	5	職種
	名称	とやま老人ホーム			看護師
	住所	〒930-0095 富山市富山11		TEL(076)432-6511	
解答免除対象国家資格名		国家資格コード	資格登録年月日	解答免除該当区分	
① 介護福祉士		120	昭和・ 平成 16年3月20日	なし	
② 看護師		106	昭和・ 平成 21年3月31日	甲	
③			昭和・平成 年 月 日	乙	
その他の資格	1. 社会福祉主任任用資格 ② 介護職員初任者研修課程以上修了 3. 社会福祉施設長資格認定講習修了等		昭和・ 平成 15年3月1日	丙	
実務経験内容 (上から古い順)	勤務先等の名称	職種	従事期間		従事日数
	① ○○市社会福祉協議会	ホームヘルパー	昭(平)18年5月15日～昭(平)20年12月30日		312日間
	② とやま老人ホーム	看護師	昭(平)22年4月1日～昭(平)26年5月31日		760日間
	③		昭・平 年 月 日～昭・平 年 月 日		日間
	④		昭・平 年 月 日～昭・平 年 月 日		日間
	⑤		昭・平 年 月 日～昭・平 年 月 日		日間
通算従事期間			5年9ヵ月		1,072日間
身体障害等による受験への配慮 (希望がある場合のみ記入)			肢体不自由・視覚・聴覚・その他()		
連絡先(電話番号)			自宅・ 携帯 ・勤務先(090) 1234-5678		

※受験手数料(7,100円)は、要項に添付されている専用払込取扱票を使用し、ゆうちょ銀行又は郵便局から払い込みのうえ、振替払込請求書兼受領証(原本)又は現金自動預払機から出てきた「ご利用明細票(振替受付票)」(原本)を本書裏面の所定欄に貼付してください。
貼付されていない場合、受験申込書は受け付けられません。

《裏面》

15



「実務経験証明書」(様式第2号)記入上の注意事項

<受験を申し込む方へ>

・実務経験証明書(実務経験見込証明書)は、平成26年度指定の様式(様式第2号)をコピーして使用してください。後日追加で提出が必要な場合もありますので、様式の原本は必ず保管してください。また、本頁『「実務経験証明書」記入上の注意事項』とP26『実務経験証明書 記載要領』をコピーして、証明権限を有する方へお渡しください。

※複数の施設、事業所等の証明が必要な場合は、必要枚数をコピーしてお使いください。

・受験申込者が自書した場合、本証明書は無効となります。必ず証明権限を有する方からの証明を受けてください(派遣社員の場合、実務経験証明書は、派遣元会社から派遣先施設等別に作成してもらってください)。

・個人開業等により証明者と受験申込者が同一の場合は、本実務経験証明書とあわせて、開業許可証、認可書等の写しを添付してください(P4参照)。

・受験申込書と実務経験証明書の氏名が異なる場合は、戸籍抄本(原本・6か月以内発行)を提出してください。

・同一の期間に複数の施設・事業所等に所属し証明を依頼する方は、実務経験証明書とあわせて「従事日数内訳証明書」(様式第3号)の作成を依頼してください。

・実務経験見込証明書を提出した方は、平成26年11月5日(水)までに、確定した「実務経験証明書」の提出が必要です。提出がない場合、受験は「無効」になります。

・勤務先等へ証明書の作成を依頼する際には、必ず本試験実施要項の実務経験証明書に係る部分(受験資格(P6~7)、受験資格コード(P8~13)、記入上の注意事項(本頁)、記載要領(P26)、記入例(P27~28))をあわせて提示してください。

<証明権限を有する方へ(書類を作成される方へ)>

・実務経験証明書(実務経験見込証明書)を作成する際は、受験資格、受験資格コード、記入上の注意事項を「平成26年度試験実施要項」で確認のうえ作成してください(試験実施要項は、受験申込者が持っています)。

・証明者は、必ず被証明者(受験者)の業務従事状況を書類等で確認した上で証明を行ってください。

・実務経験見込証明書を発行する場合は、従事期間を最長平成26年10月25日(土)(試験日の前日)まで算入できます。後日、見込期間を経過し、受験資格を満たした時点で、被証明者(受験者)に対し、確定した内容で再度「実務経験証明書」の発行をお願いします。

確定した「実務経験証明書」の被証明者からの提出期限は、平成26年11月5日(水)です。

※実務経験証明書について、虚偽の内容を証明した場合は、その受験は「無効」となります。

※証明内容が不備・不明な場合は、内容確認の問い合わせ・書類再提出等をしていただくことがあります。

「見込」で受験申込される方へ

受験申込後の手続きのながれ

I 実務経験証明書

実務経験の基準日数、期間を満たした時点で、確定した「実務経験証明書」を改めて提出することが必要です。

- ◆手続き:① 確定した実務経験証明書を証明者に作成依頼してください。
② ①で依頼し、証明者から受け取った「実務経験証明書」の原本を期限内に提出してください。

平成26年11月5日(水)までに確定した「実務経験証明書」(原本)の提出がない場合、受験資格を満たさなかったものとし、受験は無効となります。

※ 受験申込時に提出された書類一式は返却いたしません。

II 国家資格等別の添付書類

氏名変更や再発行等の手続きが完了次第、「免許証」「登録証」等の提出が必要です。

- ◆手続き: 氏名変更や再発行等の手続きが完了した「免許証」「登録証」等の写しを、期限内に提出してください。

平成26年11月5日(水)までに手続きが完了した「免許証」「登録証」等の写しの提出がない場合、受験資格を満たさなかったものとし、受験は無効となります。

※ 受験申込時に提出された書類一式は返却いたしません。

III 共通< I 実務経験証明書, II 国家資格等別の添付書類 >

◆提出方法

下記提出先へ持参または市販の封筒を使用し、封筒の表面に「見込確定書類在中」と記載の上、簡易書留郵便で郵送してください。FAXでの送付は受け付けられません。

※ 複数個所の実務経験(確定)と見込を併せた形で申込をしている場合は、見込部分の確定した「実務経験証明書」のみ提出してください(確定部分の提出は不要)。

◆提出先

社会福祉法人富山県社会福祉協議会 富山県福祉カレッジ
〒930-0094 富山市安住町5番21号 県総合福祉会館2階

◆提出期限

平成26年11月5日(水)(試験実施後10日以内)

※期限以降到着のものは、いかなる理由があっても一切受け付けません。

《実務経験証明書 記載要領》

項目	注意事項
① 「実務経験証明」「見込証明」	・確定している場合は、様式第2号―①を使用してください。 見込証明の場合は、様式第2号―②を使用してください。
② 「証明年月日」	・証明日を記入してください。証明日は受験申込書の申込年月日以前になります。
③ 「証明者名等」	・証明者とは、施設、事業所の長または代表者であり、被証明者の勤務日数等を証明できる者(証明権限のある方)であることが必要です。証明は必ず証明権限のある方から受けてください。 ・証明者印は施設等の印(公印)を押印(被証明者の勤務日数等を証明できる職の者が代表となっている施設等印を押印)してください。 ・個人経営等で公印がない場合は、役所等に通常書類を提出する際に使用する個人印を使用してください。
④ 「氏名」	・受験する者の氏名を記入します。 ・過去に勤務した者の証明をする際、受験者が勤務当時旧姓であった場合には、その当時の姓で記入してください。
⑤ 「生年月日」	・該当する元号を○で囲み、年月日を記入してください。
⑥ 「本人住所」	・被証明者(受験者)の勤務時の住所を記入してください。
⑦ 「施設又は事業所名」	・被証明者(受験者)が勤務している(していた)施設等の名称を記入してください。 ・同一法人・団体等であっても勤務先施設・事業所等が複数ある場合は、各々の施設等毎に証明書を発行してください。
⑧ 「事業所番号」	・介護保険法に基づく指定事業所の場合は、事業所番号を記入してください。 (該当しない場合は空白)
⑨ 「要援護者に対して直接的な対人援助業務に従事した期間及び日数」	(1) ・実務経験被証明者が要援護者に対する直接的な対人援助を行っていた期間を記入してください。 (病休、育休期間を除いた期間) ・同一事業所かつ同じ業務内容であって、従業期間が不連続である場合は、期間及び従事日数の欄は2段書きまたは別葉にて証明書を作成してください。 ・実務経験を <u>見込</u> で証明する場合は、最大平成 26 年 10 月 25 日(試験日前日)まで算入可能です。
	(2) ・上記従事期間のうち、病休、育休等休職した期間を記入してください。
	(3) ・上記(1)の従事期間のうち、実際に要援護者に対する対人援助業務に従事した日数(休日、休暇、病気、休職、出張、研修等で実際に業務に従事しなかった日を除いた日数)を記入してください。 ・日数の換算については、1日の勤務時間が短い場合についても1日勤務したものとみなします。
	(4) ・被証明者が、過去に在籍していた場合は、「過去に在職」、現在も在籍していれば「現在就業中」のいずれか該当する方を、見込証明の場合は「現在就業中(見込み)」を○で囲んでください。 ・現在就業中の方で、実務経験の受験資格要件を試験日の前日までに満たす予定で受験を申込み場合は「見込受験」となります。様式第2号―②を使用してください。
⑩ 「業態種別」	・P8にある業態種別を参考に具体的に記入してください。 (例:特別養護老人ホーム、訪問介護事業所 等)
⑪ 「職種名」	・施設・事業所等で従事している職種名を記入してください(例:看護師、生活相談員 等)。
⑫ 「受験資格コード」	・P8～13にある受験資格コードを記入してください。 国家資格に基づく場合は国家資格コードを記入してください。
⑬ 「業務内容」	・被証明者の具体的な業務内容を記入してください。 (例:特別養護老人ホームの介護職、一般病棟における看護業務、指定居宅サービス事業所のサービス提供責任者 等)
⑭ 「証明書作成連絡先」	・今後の問い合わせ先として担当者の所属、氏名、連絡先電話番号を記入してください。
その他	・証明内容を訂正した場合は、証明権者の職印を押印してください。

「実務経験証明書」(様式第2号一①) 記入例

《切り取らず、コピーをして使用してください》

様式第2号一①

平成26年度富山県介護支援専門員実務研修受講試験

実務経験証明書

平成26年6月30日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会 会長 殿

施設又は事業所の所在地 **富山市富山11**

名称 **とやま老人ホーム**

代表者氏名 **富山 一郎**

印

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

④	氏名	立山 花子	生年月日 大正・ 昭和 ・平成 35 年 8 月 1 日	⑤			
⑥	本人住所	〒 930-0094 富山市安住町5番21号					
⑦	施設又は事業所名	とやま老人ホーム					
⑧	事業所番号	※介護保険の指定を受けている場合は事業所番号を記入してください。(該当ない場合は空白) 1612345678					
⑨	要援護者に対して直接的な対人援助業務に従事した期間及び日数	昭和・ 平成 22 年 4 月 1 日 ~ 昭和・ 平成 26 年 5 月 31 日 (3年2ヵ月) (病休、育休期間を除いた期間を記入してください。)		⑨-(1)			
		病休、育休等 休職した期間	昭・ 平 23 年 7 月 8 日 ~ 昭・ 平 24 年 6 月 15 日 (年 11ヵ月)	⑨-(2)			
		うち要援護者に対する対人の直接的な援助業務に従事した日数 (760日) (休日、休暇、病氣、休職等で従事しなかった日を除いた日数を記入してください。)		⑨-(3)			
		過去に在職(退職等) ・ 現在就業中		⑨-(4)			
⑩	※1 業態種別	介護老人保健施設	※2 職種名	看護師	⑪		
⑫	※3 受験資格コード (国家資格に基づく場合は国家資格コード)	106					
⑬	※4 業務内容	介護老人保健施設での看護業務					
⑭	証明書作成連絡先	所属	総務部	担当者名	高岡	連絡先	(0766) 31-1111

※ 同一事業所かつ同じ業務内容であって、従業期間が不連続である場合は期間及び従事日数の欄は2段書き又は別業にて証明書を作成してください。

- ※1 「業態種別」欄はP8にある業態種別を参考に具体的に記入してください。(例：特別養護老人ホーム等)
- ※2 「職種名」欄は、施設・事業所等で従事している職種名を記入してください。(例：看護師、生活相談員等)
- ※3 「受験資格コード」欄は、P8~13にあるコードを記入してください。国家資格に基づく場合は国家資格コードを記入してください。
- ※4 「業務内容」欄は、被証明者の具体的な業務内容を記入してください。(例：特別養護老人ホームの介護職、一般病棟における看護業務、指定居宅サービス事業所のサービス提供責任者等)

「実務経験証明書」(様式第2号一②) 記入例

《切り取らず、コピーをして使用してください》

様式第2号一②

平成26年度富山県介護支援専門員実務研修受講試験

実務経験見込証明書

平成26年6月30日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会 会長 殿

施設又は事業所の所在地 富山市富山00

名称 ヘルパーステーションあずみ

代表者氏名 介護 養子

印

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

4	氏名	福祉 太郎	生年月日	大正(昭和)・平成 54年10月1日
6	本人住所	〒930-0094 富山市安住町5番21	見込での証明は、 最大平成26年10月25日 (試験日前日)まで 算入可能です。	
7	施設又は事業所名	ヘルパーステーションあずみ		
8	事業所番号	※介護保険の指定を受けている場合は 1687654321	※介護保険の指定を受けていない場合は空白)	
9	要援護者に対して直接的な対人援助業務に従事した期間及び日数	昭和・平成 21年9月1日 ~ 昭和(平成) 26年10月25日 (4年8ヵ月) (病休、育休期間を除いた期間を記入してください。)		
		病休、育休等 休職した期間 昭(平) 22年9月15日 ~ 昭(平) 23年1月31日 (年4ヵ月)		
		うち要援護者に対する対人の直接的な援助業務に従事した日数 (1,120日) (休日、休暇、病気、休職等で従事しなかった日を除いた日数を記入してください。)		
		現在就業中(見込み)		
10	※1 業態種別	訪問介護事業所	※2 職種名	訪問介護員
12	※3 受験資格コード (国家資格に基づく場合は国家資格コード)	604		
13	※4 業務内容	訪問介護サービス事業所の訪問介護員		
14	証明書作成連絡先	所属	担当者名	富山 連絡先 (076) 432-0000

※ 同一事業所かつ同じ業務内容であって、従業期間が不連続である場合は、期間及び従事日数の欄は2段書き又は別業にて証明書を作成してください。

※1 「業態種別」欄はP8にある業態種別を参考に具体的に記入してください。(例：特別養護老人ホーム 等)

※2 「職種名」欄は、施設・事業所等で従事している職種名を記入してください。(例：看護師、生活相談員 等)

※3 「受験資格コード」欄は、P8~13にあるコードを記入してください。国家資格に基づく場合は国家資格コードを記入してください。

※4 「業務内容」欄は、被証明者の具体的な業務内容を記入してください。(例：特別養護老人ホームの介護職、一般病棟における看護業務、指定居宅サービス事業所のサービス提供責任者 等)

申請書等様式

・様式第1号 平成26年度富山県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書

・様式第2号一① 実務経験証明書

・様式第2号一② 実務経験見込証明書

・様式第3号 従事日数内訳証明書

・様式第4号 写真台紙及び受験票

平成26年度富山県介護支援専門員実務研修受講試験受験申込書

下記により介護支援専門員実務研修受講試験を受験したいので、関係書類を添えて申し込みます。
 なお、私は受験資格を満たしており、この申込書及び添付書類のすべてについて事実と相違ありません。
 平成26年 月 日

氏名 _____ (氏名は自記しゴム印不可)

社会福祉法人富山県社会福祉協議会 会長 殿

※受付番号				
※受験番号				
ふりがな		1. 大正	1. 男	
氏名	(姓) (名)	2. 昭和 年 月 日生	2. 女	
ふりがな		3. 平成		
住所	〒 - TEL() -			
現在の勤務先	ふりがな	業態種別 コード	職種	
	名称			
	ふりがな			
	住所	〒 - TEL() -		
解答免除対象国家資格名		国家資格コード	資格登録年月日	
①			昭和・平成 年 月 日	
②			昭和・平成 年 月 日	
③			昭和・平成 年 月 日	
その他の資格	1. 社会福祉主事任用資格 2. 介護職員初任者研修課程以上修了 3. 社会福祉施設長資格認定講習修了等		昭和・平成 年 月 日	
実務経験内容 (上から古い順↓)	勤務先等の名称	職種	従事期間	従事日数
	①		昭・平 年 月 日～昭・平 年 月 日	日間
	②		昭・平 年 月 日～昭・平 年 月 日	日間
	③		昭・平 年 月 日～昭・平 年 月 日	日間
	④		昭・平 年 月 日～昭・平 年 月 日	日間
	⑤		昭・平 年 月 日～昭・平 年 月 日	日間
通算従事期間		年 ヵ月	日間	
身体障害等による受験への配慮 (希望がある場合のみ記入)		肢体不自由・視覚・聴覚・その他 ()		
連絡先 (電話番号)		自宅・携帯・勤務先 () -		

※受験手数料 (7,100円) は、要項に添付されている専用払込取扱票を使用し、ゆうちょ銀行又は郵便局から払い込みのうえ、振替払込請求書兼受領証 (原本) 又は現金自動預払機から出てきた「ご利用明細票 (振替受付票)」 (原本) を本書裏面の所定欄に貼付してください。
 貼付されていない場合、受験申込書は受け付けられません。

「振替払込請求書兼受領証」(原本)
又は
「ご利用明細票(振替受付票)」(原本)
貼付欄

要項に添付の専用払込取扱票(2連式)で
ゆうちょ銀行又は郵便局から受験手数料を
払い込みください。

- ・窓口で払い込みの場合、返却された2連式
の右端「振替払込請求書兼受領証」(原本)
- ・現金自動預払機で払い込みの場合、機械か
ら出てきた「ご利用明細票(振替受付票)」
(原本)

このいずれかを
全面のり付けにて貼ってください。
貼付がない場合、受験申込書は受け付けられ
ません。

《切り取らず、コピーをして使用してください》

様式第2号-①

平成26年度富山県介護支援専門員実務研修受講試験

実務経験証明書

平成26年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会 会長 殿

施設又は事業所の所在地

名称

代表者氏名

印

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

氏名			生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日		
本人住所	〒 -					
施設又は事業所名						
事業所番号	※介護保険の指定を受けている場合は事業所番号を記入してください。(該当ない場合は空白)					
要援護者に対して直接的な対人援助業務に従事した期間及び日数	昭和・平成 年 月 日 ~ 昭和・平成 年 月 日 (年 カ月) (病休、育休期間を除いた期間を記入してください。)					
	病休、育休等 休職した期間	昭・平 年 月 日 ~ 昭・平 年 月 日 (年 カ月)				
	うち要援護者に対する対人の直接的な援助業務に従事した日数 (日) (休日、休暇、病気、休職等で従事しなかった日を除いた日数を記入してください。)					
	過去に在職(退職等) ・ 現在就業中					
※1 業態種別			※2 職種名			
※3 受験資格コード (国家資格に基づく場合は 国家資格コード)						
※4 業務内容						
証明書作成連絡先	所属		担当者名		連絡先 () -	

- ※ 同一事業所かつ同じ業務内容であって、従業期間が不連続である場合は、期間及び従事日数の欄は2段書き又は別葉にて証明書を作成してください。
- ※1 「業態種別」欄はP8にある業態種別を参考に具体的に記入してください。(例：特別養護老人ホーム 等)
- ※2 「職種名」欄は、施設・事業所等で従事している職種名を記入してください。(例：看護師、生活相談員 等)
- ※3 「受験資格コード」欄は、P8~13にあるコードを記入してください。国家資格に基づく場合は国家資格コードを記入してください。
- ※4 「業務内容」欄は、被証明者の具体的な業務内容を記入してください。(例：特別養護老人ホームの介護職、一般病棟における看護業務、指定居宅サービス事業所のサービス提供責任者 等)

《切り取らず、コピーをして使用してください》

様式第2号-②

平成26年度富山県介護支援専門員実務研修受講試験
実務経験見込証明書

平成26年 月 日

社会福祉法人富山県社会福祉協議会 会長 殿

施設又は事業所の所在地

名称

代表者氏名

印

下記の者の実務経験は、以下のとおりであることを証明します。

氏名			生年月日	大正・昭和・平成 年 月 日		
本人住所	〒 -					
施設又は事業所名						
事業所番号	※介護保険の指定を受けている場合は事業所番号を記入してください。(該当ない場合は空白)					
要援護者に対して直接的な対人援助業務に従事した期間及び日数	昭和・平成 年 月 日 ~ 昭和・平成 年 月 日 (年 カ月) (病休、育休期間を除いた期間を記入してください。)					
	病休、育休等 休職した期間	昭・平 年 月 日 ~ 昭・平 年 月 日 (年 カ月)				
	うち要援護者に対する対人の直接的な援助業務に従事した日数 (日) (休日、休暇、病気、休職等で従事しなかった日を除いた日数を記入してください。)					
	現在就業中 (見込み)					
※1 業態種別			※2 職種名			
※3 受験資格コード (国家資格に基づく場合は 国家資格コード)						
※4 業務内容						
証明書作成連絡先	所属		担当者名		連絡先 () -	

- ※ 同一事業所かつ同じ業務内容であって、従業期間が不連続である場合は、期間及び従事日数の欄は2段書き又は別葉にて証明書を作成してください。
- ※1 「業態種別」欄はP8にある業態種別を参考に具体的に記入してください。(例：特別養護老人ホーム 等)
- ※2 「職種名」欄は、施設・事業所等で従事している職種名を記入してください。(例：看護師、生活相談員 等)
- ※3 「受験資格コード」欄は、P8~13にあるコードを記入してください。国家資格に基づく場合は国家資格コードを記入してください。
- ※4 「業務内容」欄は、被証明者の具体的な業務内容を記入してください。(例：特別養護老人ホームの介護職、一般病棟における看護業務、指定居宅サービス事業所のサービス提供責任者 等)

